

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和2年11月12日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

11月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
認定第1号所管分の審査 -----	3
(総務部、建設部、消防本部所管分)	
補足説明 (総務部長、総務部理事、建設部長、消防長)	
質疑 (塚本崇委員、松本暁彦委員)	
散会の宣告-----	56

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和2年11月12日(木) 午前10時 2分 開会
午後 4時11分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	野口 博	副委員長	南野直司	委員	藤浦雅彦
委員	安藤 薫	委員	塚本 崇	委員	三好義治
委員	松本 暁彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市長公室長兼同室次長 大橋徹之 総務部長 山口 猛
同部理事 辰巳裕志 同部参事兼資産活用課長 池上 彰
同部参事兼情報政策課長 榎納 縁 総務課長 川本勝也
同課参事 中尾昌志 防災危機管理課長 川西浩司
財政課長 森川 護 市民税課長 妹尾紀子
固定資産税課長 藤原英昭 納税課長 船寺順治
工事検査室長 江草敏浩
建設部長 高尾和宏 同部参事兼道路交通課長 永田 享
都市計画課長 杉山 剛 同課参事兼課長代理 玉城伸子
水みどり課長 宮城陽一 建築課長 寺田満夫
道路管理課長 井上 斉之
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 橋本英樹
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭
同部参事兼総務課長 松田俊也 予防課長 納家浩二
警備課長 木下正雄 同課参事 日野啓二
警防第1課長 幸田英基 同課参事 大坪孝志

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 審査案件

認定第1号 令和元年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

認定第5号 令和元年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時2分 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

先日、本会議が終わったばかりでございますが、本日は引き続いて決算に関わる総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。最初に、このたび議会の役員改選がございました。新しくご就任されました正副委員長初め、各委員には1年間またいろいろとご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、令和元年度の決算に関わる当委員会所管分についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一旦退席します。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、最初に、認定第1号所管分の審査を行い、次に、認定第5号の審査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時5分 休憩)

(午前10時6分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口総務部長。

○山口総務部長 それでは、認定第1号、

令和元年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、防災危機管理課分を除く総務部に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますけれども、決算書28ページ、款1市税、項1市民税、目1個人は、前年度に比べ3.5%、1億5,633万6,203円の増加となっております。

目2法人は、前年度に比べ4.8%、1億2,511万2,690円の増加となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税は、前年度に比べ0.3%、2,369万3,342円の増加となっております。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ3,200円の増加となっております。

項3軽自動車税、目1軽自動車税は、前年度に比べ5.4%、665万2,615円の増加となっております。

項4市たばこ税、目1市たばこ税は、前年度に比べ0.4%、293万5,983円の増加となっております。

項5都市計画税、目1都市計画税は、前年度に比べ1.2%、1,872万8,715円の増加となっております。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税は、前年度に比べマイナス11.1%、453万7,000円の減少となっております。

次に30ページ、項2自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税は、前年度に比べ3.9%、388万7,000円の増加となっております。

項3森林環境譲与税、目1森林環境譲与税は、森林の整備等を目的として創設され

た森林環境税が配分されるもので、前年度に比べ皆増となっており320万8,000円の増加となっております。

項4 地方道路譲与税、目1 地方道路譲与税は、旧法により課税された滞納分が収納され、決算額14円が譲与されることとなったものでございます。

款3 利子割交付金、項1 利子割交付金、目1 利子割交付金は、前年度に比べマイナス38.7%、1,041万5,000円の減少となっております。

款4 配当割交付金、項1 配当割交付金、目1 配当割交付金は、前年度に比べ18.7%、1,201万7,000円の増加となっております。

款5 株式等譲渡所得割交付金、項1 株式等譲渡所得割交付金、目1 株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べマイナス19.6%、1,069万円の減少となっております。

款6 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金、目1 地方消費税交付金は、前年度に比べマイナス4.6%、7,654万3,000円の減少となっております。

款7 ゴルフ場利用税交付金、項1 ゴルフ場利用税交付金、目1 ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ7.4%、13万2,689円の増加となっております。

款8 自動車取得税交付金、項1 自動車取得税交付金、目1 自動車取得税交付金は、前年度に比べマイナス46.5%、3,547万7,816円の減少となっております。

款9 環境性能割交付金、項1 環境性能割交付金、目1 環境性能割交付金は、税制改正により自動車取得税が廃止され、新たに導入された環境性能割が配分されるもので、前年度比皆増1,272万6,000

円の増加となっております。

次に、32ページ、款10 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、目1 地方特例交付金は、前年度に比べ22.4%、1,875万9,000円の増加となっております。

項2 子ども・子育て支援臨時交付金、目1 子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育の無償化の実施に当たって必要とする経費が国から交付されるもので、前年度比皆増でございまして、1億3,088万3,750円の増加となっております。

款11 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税は、前年度に比べ41.4%、1億2,856万5,000円の増加となっております。これは普通交付税が前年度に比べ1億6,292万5,000円の増加、特別交付税が前年度に比べ3,436万円の減少となったことによるものでございます。

款12 交通安全対策特別交付金、項1 交通安全対策特別交付金、目1 交通安全対策特別交付金は、前年度に比べマイナス3.1%、40万4,000円の減少となっております。

款14 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料は、庁舎施設等使用料でございまして。

36ページ、目5 土木使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料でございまして。

項2 手数料、目1 総務手数料は、税務諸証明手数料及び税務督促手数料でございまして。

38ページ、目4 土木手数料は、公共用地境界明示手数料及び自動車保管場所使用承諾証明手数料でございまして。

40ページ、款15 国庫支出金、項2 国

庫補助金、目1総務費国庫補助金は、番号制度システム整備費補助金でございます。

44ページ、目5土木費国庫補助金は、一津屋第2団地外壁等改修工事に係る社会資本整備総合交付金でございます。

46ページ、項3委託金、目1総務費委託金は、基幹統計調査委託金及び統計調査員確保対策事業委託金でございます。

48ページ、款16府支出金、項2府補助金、目1総務費府補助金は、大阪府市町村振興補助金でございます。

52ページ、項3委託金、目1総務費委託金は、府税徴収事務委託金でございます。

54ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、土地貸付収入でございます。

目2利子及び配当金は、各種基金利子収入でございます。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、千里丘3丁目などの市有地売却収入でございます。

目2物品売払収入は、公用車売払収入でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、一般寄附金でございます。

56ページ、款19繰入金、項1特別会計繰入金、目1財産区財産特別会計繰入金は、土地貸付収入の一部を一般会計に繰り入れたものでございます。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、市税延滞金でございます。

項4雑入、目2雑入のうち、主なものは市町村振興協会交付金や水道事業会計からの収入などでございます。

次に66ページ、款21市債、項1市債、目1総務債は、庁舎西別館解体等事業債、システム新規構築事業債、青少年運動広場

改修事業債及び旧味舌小学校跡地体育館建設事業債でございます。

目2民生債は、民間保育所施設整備補助事業債でございます。

目3衛生債は、葬儀会館空調設備等更新事業債でございます。

目4土木債は、橋梁長寿命化修繕事業債、阪急連続立体交差事業債及び一津屋第2団地外壁等改修事業債でございます。

目5消防債は、千里丘出張所耐震改修事業債、目6減収補てん債は、これは借換債でございます。

目8災害復旧事業債は、大阪湾広域廃棄物埋立処分場及び市立第6集会所に係る災害復旧事業債でございます。

目9教育債は、小・中学校空調設備整備事業債及び小・中学校トイレ改修事業債でございます。

款22繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、4億5,138万1,366円で、その内訳は繰越事業充当財源が4,619万8,000円、平成30年度決算剰余金が4億518万3,366円となっております。

次に、歳出についてでございます。

74ページからの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものといたしまして、76ページ、節7賃金は、総務課の一般職、非常勤職員賃金でございます。

節11需用費は、庁内印刷に係る消耗品費でございます。

次に78ページ、節13委託料は、法規事務に係る市例規集委託料などでございます。

節14使用料及び賃借料につきましても法規事務に係るデータアクセス料などでございます。

80ページ、節28繰出金は、水道事業

会計及び下水道事業会計への繰出金でございます。

目2文書広報費は、郵送事務に係る通信運搬費などがございます。

84ページ、目4財産管理費は、ESCサービス料などがございます。

88ページ、目9電子計算費は、基幹系システムの構築委託料などがございます。

96ページ、目17諸費は、地区集会所に係る補修費補助金でございます。

目18財政調整基金費、目19公共施設整備基金費、目20減債基金費及び目21土地開発基金費の各基金費は、剰余金、利子等をそれぞれの基金に積み立てたものがございます。

項2徴税費、目1税務総務費及び100ページの目2賦課徴収費は、税務事務に係る経費でございます。

108ページ、項5統計調査費、目1統計調査総務費及び110ページの目2基幹統計調査費は、統計調査事務に係る経費でございます。

次に168ページ、款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費は、市有建築物の設計監理業務に係る一般職、非常勤職員賃金などがございます。

次に174ページ、項5住宅費、目1住宅管理費は、市営住宅管理に係る経費でございます。

次に、216ページでございます。款10公債費、項1公債費、目1元金は、地方債の元金償還金で、前年度に比べマイナス18.4%、4億4,602万7,418円の減額となっております。

目2利子は、地方債の利子償還金で、前年度に比べマイナス20.0%、3,133万2,952円の減額となっております。

款11予備費、項1予備費、目1予備費

は、1,909万6,650円で、正雀市民ルーム及び市民ルームフォルテの貸室休止に伴う利用料等負担金に11万1,260円、温水プール及び味生体育館の利用休止に伴う受講料等負担金に374万5,898円、災害被災者に対する見舞金に60万円、民間保育所等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止のための補助金に857万7,000円、公立保育所における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入費に120万4,280円、道路管理瑕疵による損害賠償金に20万7,063円、消防団の退職者増加による退職報償金に392万1,044円、学童保育室における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入費に73万105円をそれぞれ充当いたしております。

以上、防災危機管理課分を除く総務部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○野口博委員長 続きまして、辰巳理事。

○辰巳総務部理事 それでは、続きまして、総務部のうち、防災危機管理課に係る部分につきまして、その主なものを補足説明させていただきます。

まず歳入についてでございますが、52ページ、款16府支出金、項2府補助金、目7消防費府補助金の節4大阪府地域福祉推進モデル事業費補助金は、地域版防災マップ作成に係る補助金でございます。

56ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目3家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、平成11年6月29日の大雨と兵庫県南部地震に伴う家屋被害復旧資金貸付に係る償還金でございます。

続いて、60ページ、款20諸収入、項

4 雑入、目 2 雑入にあります南摂津防犯ステーション管理業務費用負担金は、南摂津防犯ステーションの一部を使用しております摂津防犯協会、摂津職域防犯協会に使用面積に応じて管理費用を負担していただくものでございます。

続きまして、歳出についてでございますが、88 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 10 防犯対策費は、防犯灯及び防犯カメラの整備等防犯対策に係る経費などでございます。

182 ページ、款 8 消防費、項 1 消防費、目 4 災害対策費は、地域防災計画の改訂、自主防災組織への支援、防災資機材及び備蓄用品の整備等防災対策に係る経費などでございます。

以上、防災危機管理課の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○野口博委員長 続きまして、高尾建設部長。

○高尾建設部長 それでは、建設部に係ります部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。決算書の 34 ページをご覧ください。

款 1 4 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 4 農林水産業使用料は、法定外水路の占用料でございます。

次に、36 ページ、目 5 土木使用料のうち、道路占用料、公園占用料、駐車場用地使用料でございます。

項 2 手数料、目 1 総務手数料のうち、下から二つ目、道路管理課所管の諸証明手数料でございます。

次に 38 ページ、目 3 農林水産業手数料は、水路敷地境界明示手数料及び同膳本交

付手数料でございます。

目 4 土木手数料のうち、道路敷地境界等明示手数料を初め、開発許可等手数料などでございます。

次に 42 ページ、款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 土木費国庫補助金は、都市再生地籍調査委託補助金及び、44 ページに続きまして、老朽化対策耐震改修補助金などの社会資本整備総合交付金でございます。

次に 50 ページ、款 16 府支出金、項 2 府補助金、目 6 土木費府補助金は、耐震改修補助金を初め、52 ページに続きまして、都市再生地籍調査委託補助金や、権限移譲交付金などでございます。

項 3 委託金、目 2 土木費委託金は、河川環境整備工事委託金などでございます。

次に、54 ページ、款 17 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入のうち、上から二つ目、道路交通課所管の土地貸付収入でございます。

次に 56 ページ、款 19 繰入金、項 2 基金繰入金、目 5 緑化基金繰入金は、緑化推進事業への緑化基金繰入金でございます。

次に 62 ページ、款 20 諸収入、項 4 雑入、目 2 雑入のうち、下から一つ目、大阪中央環状モノレール建設促進会議清算金を初め、64 ページに続きまして、建築確認申請者負担金、自転車自動車駐車場指定管理者納付金などでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして歳出でございますが、154 ページをご覧ください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 4 農業水路費は、ポンプ場管理業務委託料を初め、神安土地改良区負担金などでございます。

次に 160 ページ、款 7 土木費、項 1 土

木管理費、目1 土木総務費は、土木維持作業業務委託料などでございます。

目2 交通対策費は、162ページに続きまして、指定管理者への駐車場管理委託料や公共施設巡回バス運行管理業務委託料などでございます。

次に、項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費は、千里丘駅前広場やモノレール駅前広場の管理委託料などでございます。

目2 道路維持費は、164ページに続きまして、修繕料、道路維持工事などでございます。

目3 交通安全対策費は、交通安全対策工事を初め、千里丘三島線東側道路改良事業に係る移転補償費などでございます。

次に、項3 水路費、目1 排水路費は、166ページに続きまして、ポンプ場施設等維持管理業務委託料を初め、番田水門内水対策負担金などでございます。

次に、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費は、168ページに続きまして、節13 委託料の地形図修正図化委託料や節19 負担金、補助及び交付金の耐震改修補助金などでございます。

次に170ページ、目2 街路事業費のうち、都市計画課所管の都市景観事業に係る報償金、印刷製本費でございます。

それ以外は駅前等再開発特別委員会でご審査いただくものでございます。

目3 緑化推進費は、172ページに続きまして、摂津市緑化推進連絡会補助金などでございます。

目4 公園管理費は、修繕料や公園管理委託料などでございます。

次に182ページ、款8 消防費、項1 消防費、項3 水防費は、淀川右岸水防事務組合負担金などでございます。

次に、目4 災害対策費は、184ページに続きまして、節19 負担金、補助及び交付金の被災住宅修繕支援金などでございます。

以上、建設部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続きまして、明原消防長。

○明原消防長 認定第1号、令和元年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部所管事項につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、決算書38ページ、款14 使用料及び手数料、項2 手数料、目5 消防手数料は、危険物設置許可等及び検査手数料、並びに保安三法設置許可等及び検査手数料などでございます。

52ページ、款16 府支出金、項2 府補助金、目7 消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金及び権限移譲交付金などでございます。

64ページ、款20 諸収入、項4 雑入、目2 雑入は、消防団員退職報償費、近畿道救急業務実施市町村交付金などでございます。

次に、歳出でございますが、決算書176ページ、款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費は、消防、救急、救助等、常備消防の活動に係る経費でございます。

主なものでは、需用費は消防車両、消防庁舎の修繕、施設の維持管理経費等でございます。

役務費は通信運搬費、車両の保険料などの経費でございます。

178ページ、委託料は消防庁舎設備に係る保守管理及び清掃委託のほか、千里丘出張所耐震改修工事実施設計及び工事監理委託、職員特別健康診断、指令システム

における車両出動計画変更委託料に係る経費でございます。工事請負費は、千里丘出張所耐震改修工事に係る経費でございます。

備品購入費は、庁用器具費のほか、自主防災組織用軽可搬消防ポンプ、デジタル携帯型無線機及び半自動体外式除細動器等の購入に係る機械器具費及び消防器具費でございます。

負担金、補助及び交付金は、180ページ、大阪航空消防運営費負担金のほか、指令センター共同運用等に係る負担金などでございます。

目2非常備消防費は、消防団の運営及び活動に係る経費でございます。

主なものでは、報酬は356名の消防団員の年間報酬、報償費は22名の消防団員の退職報償金、旅費は消防団員に支給する火災及び警戒等の出動に係る費用弁償でございます。

需用費は、消防団活動に係る装備品、被服のほか、消防団車両の維持補修等の経費でございます。

委託料は、第三分団屯所の解体工事実施設計及び第二分団屯所用地の測量業務委託に係る経費でございます。

182ページ、負担金、補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金等でございます。

以上、消防本部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、質問をさせていただきます。

所轄外等のことがございましたらご指摘をお願いいたします。

まず一つ目、決算書40ページ、総務費国庫補助金のうち、番号制度システム整備費補助金239万1,000円の目的と用途についてご説明をお願いいたします。

続きまして、決算書42ページ、土木費国庫補助金のうち、都市再生地籍調査委託補助金についてお尋ねいたします。その内容について、及びその委託先、契約内容についてお聞かせください。

続きまして、決算書48ページ、総務費府補助金のうち、大阪府市町村振興補助金の用途についてご説明をお願い申し上げます。

先ほど総務部長からもご説明がございましたが、決算書54ページ、財産売払収入のうち、不動産売払収入と物品売払収入について、その算定基準と価値のつけ方についてご説明をお願い申し上げます。

続きまして、決算概要に移ります。

決算概要46ページ、FM推進事業の現状についてご説明をお願いいたします。

続きまして、決算概要46ページ、市立集会所管理事業のうち、修繕料の概要についてお聞かせください。

続きまして、決算概要の50ページ、システム構築委託料で約1億9,600万円、こちら新規システム構築のように見えますけれども、概算でおおよそ200人月相当の金額ではないかなと。かなり大がかりのプロジェクトのように思います。また、住民情報システム保守委託料で約8,400万円、こちら100人月相当ということで、こちらも相当の規模の保守と思われるので、その概要と算定基準について、まずはお聞かせください。

続きまして、決算概要58ページ、地区集会所助成事業について、現状の申請件数についてお聞かせください。

次、決算概要110ページ、土木総務費の人件費事業についてお聞きします。時間外勤務手当が予算額と決算額で一致しておるわけなんです、同じような項目が例えば教育総務費の一部、建設部の一部において見られます。この件について、まずはご説明をお願いいたします。

続きまして、同じく110ページ、正雀駅南自動車駐車場管理事業の概要についてお聞かせください。

土地借上料となっていますが、まずどこからの借り上げかということについてお聞かせください。

続きまして、決算概要112ページ、千里丘駅前広場管理事業において、備考に日常清掃や剪定とありますが、その管理はどのようにされているのか、お聞かせください。

続きまして、決算概要119ページ、特定空家対策事務事業の現状についてお聞かせください。

続きまして、同じく119ページ、建築設計監督事業、こちらの概要についてお聞かせください。

続きまして、決算概要の120ページ、緑化推進事業の記念樹について、どのような場所にどのような種類の木をどの程度植樹されたのか、お聞かせください。

続きまして、決算概要の122ページ、公園維持管理事業のうち、防犯カメラについてお尋ねします。現在公園内に設置されている防犯カメラの台数についてお教えください。

また、今後の見通しについてお聞かせください。

続きまして、同じく122ページ、公園遊具補修事業について、遊具の点検、どのようにされているのか、お聞かせください。

続きまして、決算概要126ページ、消防水利事業について、消火栓等整備負担金にどのような整備をされているのか、お聞かせください。

同じく126ページ、消防本部車両・資機材整備事業につき、はしご付き消防ポンプ自動車保守点検委託料について、どのような点検がなされているのか、お教えください。

続きまして、決算概要の130ページ、情報収集伝達体制整備事業についてお尋ねします。防災情報充実強化事業について、その内容をお教えください。

最後になりますが、決算概要の52ページに戻らせていただきます。

まずは、防犯対策費について、LED防犯灯と防犯カメラの設置台数と委託の契約形態をお教えください。

1回目の質問は以上になります。よろしくお願ひ申し上げます。

○野口博委員長 槇納参事。

○槇納総務部参事 そうしましたら、質問番号1番、番号制度システム整備費補助金につきまして、ご説明をさせていただきます。

番号制度システムは、社会保障・税番号制度におきまして、国や他の自治体と情報連携を行うためのインフラでございます。中間サーバー・プラットフォームというものを東西2か所に設置いたしまして、情報の照会、提供ができるシステムを構築されているものです。この構築にかかります費用といたしまして、この補助金が交付される内容となっております。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、2番目のご質問の都市再生地籍調査の内容、それと令和元年度の実施状況についての内容に

ついてお答えいたします。

地籍調査事業の内容でございますが、地籍調査は国土調査法に基づき各自治体が行っております。本市は、官民の境界の調査を先行して実施する官民先行型地籍調査を実施しています。これは道路などの官有地と民有地との境界を調査、測量いたしまして、地権者との立会いで境界を確定し、地図作成を行うものですが、これにより道路などの公共用地との境界が明確になり、土地取引や開発などの土地利用に活用できるだけでなく、確定した境界点は世界測地系という座標で管理されるため、万が一大きな災害が生じた場合にも早期に道路や水路などの官有地と民有地との境界の復元が可能となり、災害復旧にも活用が期待されるものでございます。

なお、令和元年度におきましては、地籍調査の業務委託を入札により業者発注しております。場所につきましては、正雀本町2丁目の一部、約0.04平方キロメートルを実施しております。その委託金額は、297万円でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 森川課長。

○森川財政課長 決算書48ページ、大阪府市町村振興補助金につきまして、その用途についてお答えさせていただきます。

大阪府市町村振興補助金につきましては、市町村の自律化に向けた体制整備や行財政基盤の強化への取り組みを支援するため、大阪府より補助金が交付されるものであります。

令和元年度につきましては、大阪府からの配分としまして、1,790万円の補助を受けておりますが、この補助につきましては、図書館運営事業に充当し、活用しております。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 それでは、資産活用課に係ります質問にお答えさせていただきます。

まず、不動産、物品の売払いの算定基準、価値のつけ方でございますけれども、不動産では、不動産鑑定による評価額を基本にしております。それと物品に関しましては、世間一般の売払いの品物の価値等、また使用年数とかそういったものも含めて評価して価格を設定しておるところでございます。

続きまして、FM推進の現状でございますが、FMにつきましては、平成28年度に摂津市公共施設等総合管理計画を策定しまして、公共施設の維持管理、運営等々について取り組みを始めているところでございます。このFMといいますのは、ファシリティマネジメントの略でございます。企業、団体、また市が保有する施設や資産等々につきまして、経営的視点から総合的、統括的に企画、管理、活用する活動というふうに捉えられておまして、我々も先ほど言いましたように公共施設等総合管理計画を定めまして、公共施設の管理運営、また活用に取り組んでおるところでございます。

それと、集会所の修繕料につきましてですけれども、決算額では、1,830万1,098円となっておりますけれども、そのうちの1,063万2,000円は前年度からの繰り越しで、一津屋にあります第6集会所という古い、市の文化財にも指定されている集会所なんですけれども、そちらの修繕に要したものでありまして、残りの執行につきましては、各集会所の床の張り替えですとか、照明器具のLED化でありましたり、雨戸の修繕等々に執行しておる

ものでございます。

続きまして、地区集会所補助助成の申請件数でございますけれども、昨年度につきましては1件だけでございます。

○野口博委員長 楨納参事。

○楨納総務部参事 そうしましたら、質問番号7番、システム構築委託料、及び住民情報システム保守委託料の内容について、ご説明をさせていただきます。

システム構築委託料につきましては、システムの新規構築、再構築及び機器更新等に関連した業務委託の経費を執行しております。令和元年度におきましては、基幹系住民情報システムの機器更新とクラウド化、基幹連携システムのクラウド環境での再構築、住基ネットの更改及びバックアップデータの遠隔地保管の週次から日次への変更などの業務についてシステム構築委託料から執行いたしました。

また住民情報システム保守委託料につきましては、住基・税、国保等の住民情報システム、基幹連携システム、(介護保険・医療費助成・障害福祉)等の基幹系業務システムに係る保守委託料が主な支出となっております。

お問い合わせの算定基準につきましては、他者から参考見積もりを徴取することで費用等の比較検討を行い、例えば基幹系システムの更新に当たりましては、本市独自のカスタマイズが相当あることから他のシステムへの変更などは難しく同様の対応には高額な費用もかかるものとなっております。そのため、今回におきましては、パッケージシステム自体は継続使用し、パソコンやプリンター、ネットワーク等の機器等を更新し、サーバーはクラウド化への移行を行ったものでございます。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 地区集会所の申請件数でございますけれども、昨年度につきましては、1件のみの申請でございました。

○野口博委員長 玉城参事。

○玉城都市計画課参事 それでは、9番目のご質問にお答えいたします。

土木総務費の時間外勤務手当につきましては、それぞれのところにあることのご質問ですけれども、こちらにつきましては、土木総務費は、道路管理課、道路交通課に係る事務事業につきまして、必要な時間外勤務手当、そのほかにも排水路費ですとか、都市計画総務費といったそれぞれの業務ごとに必要な時間というものを要求し、執行しておるものでございます。この費用につきましては、人事課の管轄となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、正雀駅南自動車駐車場管理事業の土地借上料について、ご説明させていただきます。

正雀駅南自動車駐車場につきましては、大阪府の土地に行政財産使用許可を受けまして、自動車駐車場として使用させていただいている分でございます。

借上料の算定につきましては、大阪府の公有財産規則で算定し、定められた金額となっております。決算書に載っている186万8,500円の金額となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 続きまして、JR千里丘駅東口の日常の管理についてお答えいたします。

JR千里丘駅東口の駅前広場は、本市の玄関口でもあり、多くの市民が利用される

ことから本市といたしましても、常に良好な環境を維持する必要があると認識しております。そのため、業務委託によりまして、ほかの道路よりも管理の頻度、水準を高めまして、駅前広場の管理を行っております。その内容といたしましては、毎日の日常清掃で1階歩道路面などの掃き掃除、排水施設や手すり、案内板などの清掃、植木への散水等を行っております。また、定期作業として歩道路面の洗浄、2階雨水排水施設や立体横断施設、照明器具等の清掃や植木の剪定など、作業の内容に応じて年1回から3回実施しております。このほかにエスカレーターの保守点検を毎月実施、またエレベーターの設備点検を年4回実施しており、市民の皆様が快適かつ安全・安心に利用していただけるよう駅前広場の管理に努めているところでございます。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、建築課に関わります12番目の特定空き家対策に関わります現状ということで、お答えいたします。

本市では、市の空き家対策の基本方針等を示した摂津市空き家等対策計画を平成31年3月に策定したところでございます。この計画に基づきまして令和元年度から所有者による空き家の適正管理を前提といたしまして、危険な空き家等に対し、空き家対策特別措置法を使った措置を講じる取り組みを進めております。この計画に示しました特定空き家候補10件でございますが、令和元年5月から同法第12条に基づく助言文書を所有者に宛てて送付をいたし、反応が見られない所有者に対しましては、再度9月に2件でございますが、同じ文書を送付いたしたところでございます。それでもなお、反応が見られない所

有者に対しまして、11月に職員で構成する実地調査を実施し、空き家等対策庁内調整会議を経まして、令和2年2月に特定空き家1件を認定、所有者に通知したところでございます。あわせて同法第14条1項に基づく指導文書を送付し、改善を促したところ、ようやく所有者から連絡があり、現在所有者と改善に向けた対話を継続中でございます。なお、それ以外にも空き家等の対策につきましては、所有者の適正管理を周知、啓発するという取り組みも併せて実施をさせていただいております。令和2年4月には不動産関係の2団体と連携協定ということの取り組みもさせていただいて、空き家の所有者が気軽にご相談いただけるような取組も進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 それでは、建築設計監督事業の概要ということでございますけれども、これにつきましては市有建築物の設計及び工事に関する管理監督を中心とした事業でございます。また、市有建築物の営繕に関する相談とかそういったものを含めて実施する事業でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、塚本委員の14番目の質問にお答えいたします。

誕生記念樹の場所、樹種、本数についてということのご質問でありましたが、誕生記念樹は、摂津市内で生まれた新生児の誕生を祝うイベントとして誕生記念植樹祭を4月と10月の年2回開催しており、その際に記念樹を参加者と一緒に植樹しております。誕生記念植樹祭は、摂津市独自のイベントであり、昭和60年4月に初開催いたし、令和元年10月までに計70回

開催しております。植樹場所は都市公園や河川緑地などで主に敷地の外縁部に植樹しております。樹種につきましては、当初はクスノキでありましたが、平成23年度よりサクラを植樹しております。植樹の本数は、クスノキが42本、サクラが18本の計60本になっております。

続きまして、15番目、防犯カメラについて、お答えいたします。

令和元年度につきましては、防犯カメラは庄屋公園に設置するものであり、公園近隣の自治会からの要望が以前よりあり、日頃より庄屋公園の清掃や緑化活動にご尽力をいただいております庄屋公園を守る会からも強いご要望がございました。市域全体の防犯上の観点から市として設置することとなり、4台の防犯カメラを設置しております。

契約の形態につきましては、街頭の防犯カメラを所管する自治振興課が令和元年度に防犯カメラの更新時期を迎え、設置費及び維持管理費を含めた金額でのリース契約を行っていることから同様のリース契約で締結しております。また、庄屋公園とは別で、平成28年3月に明和池公園が開設した折に、防犯カメラが5台設置されております。これにつきましても、同様のリース契約で契約を行っております。

続きまして、今後の見通しでございますが、公園管理者は施設を維持管理することが主たる業務であることから防犯上の観点から必要とされる防犯カメラは自治振興課が所管することとなり、令和2年度より庄屋公園の4台の所管を移しております。なお、令和2年度の機構改革により防災危機管理課が自治振興課から防犯カメラに関する業務を引き継いでおります。

また、明和池公園の5台につきましても、

引き続き防災危機管理課で所管いただけるよう協議をしている最中でございます。今後、市域全体の防犯上の観点から市として公園に設置していく方針になった際には、公園管理の所管課も連携し協力してまいりたいと考えております。

続きまして、16番目の公園の遊具の点検方法についてお答えいたします。

本市で管理しております公園遊具の点検方法につきましては、令和元年度の時点におきまして、公園やちびっこ広場などに設置されている遊具、健康遊具635基を国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針、これに基づき、子どもたちが安全に利用できるかどうかを様々な角度から遊具の専門家とともに、年に一回の総点検を実施しております。判定基準といたしましては、安全であるA判定、それから利用停止のD判定までの4段階で分けております。また、日常の公園パトロールをシルバー人材センターに依頼しており、その業務内においても遊具の点検を行っております。これらの点検結果から、至急対応が必要な遊具につきましては、速やかに利用を停止し、修繕をいたしております。

以上です。

○野口博委員長 木下課長。

○木下警備課長 それでは、質問番号17番、消防本部警備課所管でございます消防水利事業、消火栓等整備負担金についてお答えいたします。

消火栓は、火災発生時におきまして、最も有効な消防水利でございます。事務報告書425ページにも記載しておりますが、現在市内に1,811か所ございます。消火栓等整備負担金を大別いたしますと、新しく消火栓を設置するためのものと、既存

の消火栓を良好な状態で保全するためのものとの2種類となります。まずは、消火栓の新設でございますが、例えば消火栓を1基新設するといったしまして、そのために地面を重機で掘削し、地下に配管を通して設置するような大がかりな工事となり単体の工事では1件当たり100万円以上の高額になることとなります。そのようなことから毎年、年度当初に「地下埋設物連絡協議会」にて打ち合わせをいたしまして、本市建設部、また上下水道部に依頼し、市が実施する水道工事と併せまして、消火栓の新設が必要な場所への設置工事を並行して実施し、コストを抑えながら計画的に整備を進めているものでございます。

次に、消火栓の保全のほうでございますが、消火栓は、その多くが車道を含め、道路に設置されておまして、大型車両の通行等によって既存の消火栓が破損し、良好ではない状態に陥ることがございます。そのような不良な消火栓を万全な状態へと復旧するために予算を計上し、執行を行うための費用でございます。

続きまして、消防本部車両・資機材整備事業、これ質問番号18番でございます。はしご付き消防ポンプ自動車保守点検委託料についてお答えいたします。

まずははしご車の購入経緯及び運用実績でございますが、本市では、はしご車は昭和47年度に初めて配備し、昭和63年度の更新を経て、現在は平成20年度に更新整備した3台目で35メートル級のはしご付き消防ポンプ自動車でございます。配備基準といたしましては、国の告示であります「消防力の整備指針」に基づきまして、基準数1台に対し、1台を配備しているものでございます。はしご車は中高層建物での火災、救助事案での活動を目的とす

るものでございます。ですが、低層建築火災においても高所からの放水が有効である場合の活用、場合によっては水難救助にも活用することも可能でございます。

また、実績でございますが、記憶に新しいところでは、一昨年大規模倉庫火災、また大型遊技場火災等に出動させまして有効な活用を行っております。なお、現在のはしご車の火災等の災害実績でございますが、平成20年の更新以降、計27件と、決して多数とは言えませんが、消防本部では数字のみでは語ることはできない十分な活動実績を誇ると考えております。なお、はしご車の更新年度は、18年でございます。また、はしご車は安全を確保するため、オーバーホールを7年目と13年目としておまして、最近では平成28年度にオーバーホールを実施したものでございます。そして昨年度からはしご車のさらなる安全性を確保するため、「消防用車両の整備基準検討会」による「消防車両の安全基準」に基づきまして、はしご車年次保守点検を実施しております。はしご車は市民の皆様が安心して生活していただけるための本市消防力を支える欠くことのできない主力車両でありますので、今後も適正なメンテナンスを行い、可能な限りの長寿命化を図りながら事故防止をしっかりと勘案し、運用してまいりたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号19番、決算概要130ページにございます情報収集伝達体制整備事業のうち、防災情報充実強化事業の内容についてお答えいたします。

これは大阪府と、それから府内43市町

村が共同で運用しているシステムでございまして、中身としては大きく二つございます。まず一つ目は災害時に市の状態を大阪府に的確に迅速に伝えるシステムでございまして、例えば災害発生時、または災害が予見されるときに避難所はここが空いています。また避難所に逃げ込まれた方は何名ですとリアルタイムで大阪府に伝えるシステムでございます。

二つ目の役目といたしましては、これは市民向けのものなんですけれども、緊急速報メール、いわゆるエリアメールですね、何か水害が予見される場合でありますとか、災害が予見される場合、お持ちのスマートフォンであったり、携帯電話にかなり大きな音を鳴らせまして緊急に情報を伝える。逃げてください、この避難所が空いています等々、こういう情報を伝えるためのシステムでございます。

続きまして、質問番号20番でございます。決算概要52ページ、LEDの防犯灯と防犯カメラの各事業でございます。

この事業は、今年の4月から防災危機管理課に自治振興課から移管されたものなんですけれども、お問いの台数につきまして、今年の3月末の時点でLED防犯灯は市内で6,569灯、それから防犯カメラは当時の自治振興課所管分でカウントいたしますと106台でございます。それと保守契約の委託の形態ということですが、このそれぞれの事業の中で委託契約を結んでいるものは防犯カメラの保守委託契約なんですけれども、これは指名競争入札でございまして、単年度の契約で業者と保守の契約を結んでおります。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、2回目の質問に

移らせていただきます。

質問番号1、番号制度システム整備費補助金については、理解いたしました。ありがとうございます。これについての質問は終了とさせていただこうと思います。

続きまして、質問番号2、都市再生地籍調査について、297万円の歳出がございましたが、歳入と歳出の差について、これは市の負担金ということで考えていいのか、この点についてご説明をお願い申し上げます。

続きまして、質問番号3、大阪府市町村振興補助金について、図書館運営に充てられたということですが、この図書館運営についての中身についてお分かりでしたらお教えてください。

続きまして、質問番号4、売払収入でございまして。土地売払収入に関してなんですが、当初予算は8,760万6,000円のところ、補正で3,649万2,000円減額となった経緯についてご説明ください。

続きまして、質問番号5、FM推進事業についてです。FM推進業務委託料1,452万円の算定基準と委託先、契約形態ですかね、もう一度ご説明をお願いいたします。

質問番号6番、市立集会所管理事業についてです。ちょっと初歩的な質問で申し訳ございません。市立集会所管理事業と、地区集会所助成事業の違いについてお教えてください。

質問番号7番、情報化推進事業についてです。先ほどのご答弁では独自のカスタマイズが多く、継続した契約となったということでご答弁いただきました。ということは過去の実績をもって委託されるということであると、その中身がブラックボックス

ス化されていないでしょうかということに対して、ちょっと懸念がございました。ISOなどの標準となるドキュメント類が本市に納品されているかどうかについてお尋ねいたします。

続きまして、質問番号8番、地区集会所助成事業、こちら今後必要となってくる修繕の見直しについてお聞かせください。

質問番号9番、時間外手当については、人事課管轄ということで伺いましたので、これはBチームのほうで聞かせていただきます。この質問はこれで終わりとさせていただきます。この質問はこれで終わりとさせていただきます。

続きまして、10番、正雀駅南自動車駐車場についてですが、府からの行政財産使用許可料ということで、借り上げということで聞いております。予算額と決算額の差異についてご説明をお願いいたします。

続きまして、質問番号11番、千里丘駅前広場管理事業についてです。先ほどのご答弁ですと案内板の清掃ということを伺っておったんですが、今JR千里丘駅前の案内看板が設置されている、この箇所については雑草がかなり生い茂っておりますけれども、その管理はどのようにされるのか、お答えをお願いいたします。

続きまして、12番、特定空き家対策、先ほど取り組みについてまでご説明いただきました。この人口ビジョンにおいては、全国的な人口減少とともに空き家も増加することが考えられますので、また近年の大阪北部地震や台風、ゲリラ豪雨等もあって、特定空き家対策の重要性が今後増していくと思われれます。魅力あるまちづくりを通じて人口を何とか上昇に持っていき今考えて努力して努めてまいりますので、対策のほどよろしくをお願いいたします。これは要望としておきます。

質問番号13番、建築設計監督事業、これに関しては営繕の相談等について、実施されているということなんですけれども、どのような資格を持った方か、どのように従事されているのかについて、もう少し深くご説明いただければと思います。

質問番号14番、緑化推進事業でございます。先ほど60本植えられているということでお答えいただきました。剪定も場所も考えて植えておられるということなんですけれども、先日の万博記念公園の倒木による木の事故が起きました。大阪市内では、イチョウの木が市の木になっているんですけれども街路樹の根が浅いことから現在、街路樹を伐採して低木に植え替えるという事業が大阪市内では進んでおります。本市における倒木対策についてお聞かせください。

続きまして、質問番号15番、公園維持管理事業でございます。先ほどの防犯カメラの件は、防災危機管理課に移管されたということですので、これについては防災危機管理課を兼ねて20番の質問にまとめさせていただきます。

質問番号16番、公園遊具補修事業について、遊具更新635基あるとお答えいただいたんですけれども、遊具更新の選定についてA段階からD段階まであるんですが、その際の新しい遊具の選定についてお聞かせください。

続いて、質問番号17番、消防水利事業でございます。消防水利事業、計上に対して執行率が35.7%と予算と決算が乖離しておりますので、この点について理由をお聞かせください。

18番、消防本部車両・資機材整備事業でございますが、摂津市内にも高層マンションがふえてきております。さらにはJR

千里丘駅西口の整備事業によって、またさらに高層ビルがふえることも予想されます。現在の35メートル級で、それで十分であるのか、それともそれ以外の対応によって賄っていくのか、そのご対応についてお聞かせください。

質問番号19番、情報収集伝達体制整備事業についてです。先ほど緊急速報メール等が行われるとご答弁いただきましたので、防災訓練における緊急速報メールの結果及び先日11月5日に行われた防災無線訓練の結果についてお教えてください。

質問番号20番、防犯対策費でございます。現状の防犯カメラの機能について、その選定理由、画素数、撮影素子を含めてお聞かせいただければと思います。

2回目の質問とさせていただきます。

○野口博委員長 3番目の図書館については、所管が別になりますので、中身についての質問なのでよろしく願いいたします。

答弁をお願いいたします。

井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、地籍調査の国・府の補助内容と市の市費の負担金について答弁いたします。

地籍調査では、決算書42ページに記載のとおり、補助対象事業費の2分の1が国土調査事業費補助金として国からの補助を受けております。残りの2分の1、つまり全体の4分の1になりますが、これについても決算書52ページに記載のとおり府からの補助金を受けております。したがって、補助事業費全体の4分の1は市費となり、地籍調査の成果は道路台帳の調整にも活用できますので、本市としましては、平成18年からこれらの補助金を活用しつつ、地籍調査を実施しております。令

和元年度の地籍調査につきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、正雀本町2丁目の一部において事業費297万円で実施しております。過去に調査確認されている境界点復元作業もこの中で実施しておりますが、これにつきましては補助対象外ということになりますので、これに係る費用を差し引いた221万2,000円、これが補助対象事業費になりまして、国の補助金は、その2分の1の110万6,000円、府の補助金が4分の1の55万3,000円となっております。市費につきましては、130万円程度となっております。以上です。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 まず、土地の売払収入ですけれども、予算8,760万円に対しまして、3,600万円減になっている理由ということでございますけれども、この分につきましては、当初売上げの予定額としまして、予算8,760万6,000円でございますけれども、これにつきましては、旧別府公民館の売払いを5,000万円、それとあと千里丘3丁目にございますちびっこ広場を3,760万6,000円で計上しておりましたけれども、旧別府公民館につきましては、売払いのときに、詳細を調べますと、建物にPCBの器具類が残っておりましたので、その除去をするために対策に時間を要したため、令和元年度で売却ができなかったということでございます。それとあと、千里丘のちびっこ広場については、当初3,760万6,000円で計上しておりましたけれども、インターネットオークションを使いまして、売払いをしたところ、5,020万円で売却ということになりました。そのほか、里道の売却によりまして91万4,000円ほ

ど収入を得ておりました、結果5, 111万4, 676円の収入となっております。大きな理由としましては、別府公民館の売払いができなかったということでございます。

それとFMの事業についてですけれども、FMの事業につきましては、委託料の算定、契約形態ということでございますけれども、こちらにつきましては、先に契約を申し上げますと随意契約をしております。これはなぜ随意契約になるかといいますと、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、初版の策定業務及び固定資産台帳の整備の支援業務を公募型のプロポーザルで募集をいたしまして、そのときに受託した業者でございまして、これまでの業務の成績から市内の公共施設におけるバックデータを保有しており、また活用が可能であること、それと本市の取り組みを熟知していただいているということもございまして、また今後実践に向けた取り組みに対して豊富な知見と専門性を有しているということとを判断しまして、随意契約とさせていただきます。中身につきましては、こちらしっかりとやっていたくものなど精査しまして、契約をさせていただいているということでございます。

それと市立集会所と地区集会所ですけれども、市立集会所につきましては、摂津市が主体となって市内に整備しております集会所で、現在、市内に50か所の集会所がございます。それに対しまして、地区集会所につきましては、地域住民の資金によって建てられた、昔の村落の寄り合い場所というような形で設置されたものと聞いております。現在も市立集会所につきましては、市が設置しておりますので、管理する者は自治会を主としました管理委員

会にお願いしておりますけれども、地区集会所につきましてはその集会所の地域の自治会でありますとか、実行組合等々が管理されているということで、この部分については各地区に管理していただいているということになります。

○野口博委員長 榎納参事。

○榎納総務部参事 それでは、情報政策課に係りますご質問にお答えさせていただきます。

システムの継続使用により中身がブラックボックス化しないかというご質問についてですが、現行システムは平成26年度に構築をし、市民サービスに関わるもの、業務の効率化が図れるものについて、本市独自の多くのカスタマイズを施しております。そのため、今回パッケージシステムを継続使用させていただいております。また、仕様書等、ISOの標準化されているものかどうかというご質問につきましては、今回の作業に当たりましては、今申しましたようにパッケージシステムはそのまま継続使用し、クラウド基盤におけるシステムの再構築を行いました。業務に関わるシステムの仕様は、従前から変更がないため、納品物件に関しましては、住民記録システムや国民健康保険システム自体が主であり、ドキュメントに関しましては、稼働テストで確認書がある程度となっております。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 地区集会所助成事業についてでございますけれども、今後の修繕の見通しということでございますが、昨年は1件ということで、これまでも1件、2件の助成ということになっております。この地区集会所は、先ほども申し上げましたように、自治会というか、地元で建てて

管理、修繕も地元で実施いただいている分になりますけれども、実際使われている使用目的としましては、地域の住民でありますとか、自治会でありますとか、老人クラブ、子ども会の会合、レクリエーションに使われているということで、市立の集会所と同様に地域での利用ということになっておりますので、この分に対しては、今後とも修繕に対して補助はしていくと考えております。補助につきましては、新たに整備される場合には、建築費の10%以内、35万円限度、それと修繕につきましては補修費の30%以内、15万円を限度としての助成でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、塚本委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

正雀駅南自動車駐車場につきましては、平成9年4月から自動車駐車場として供用開始しておりまして、翌年の平成10年に大阪府のほうが使用料に関する見直しをされまして、当該地の改定貸付料が、その貸付料を算出した金額が大幅に上がったというところから、改定貸付料に達成するまで毎年前年度貸付料に1.05倍、5%を乗じた金額を各年度の貸付額とするようなことになった状況でありました。そのため、予算額としましては、前年度掛ける1.05倍をした金額を予算化しております。ただ、毎年大阪府より行政財産の使用許可をいただいている中では、使用料に関する金額というのがこの決算額となっております。平成25年度以降からは、予算額を下回った結果となっております。令和元年度もこの金額の差が生じたというような結果となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、塚本委員の11番目のご質問のJR千里丘駅東口の案内看板の雑草の処理についてのお問いにお答えいたします。

駅前広場の日常管理では、乗り場案内等の道路管理課で所管する看板の清掃を行っております。また、JR千里丘駅東口の駅前広場は一部JR西日本の管理区域もでございます。委員がご指摘のJR千里丘駅東口の看板は、JR西日本の管理区域の中に設置している広報課が所管する案内看板であるかと思われまます。雑草処理は、この看板の所管課が行うところでございますが、駅前広場の日常管理の中で発見した際には、所管課に情報提供をしております。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 建築設計監督事業でございますが、どのような資格を持った職員が従事しているのかということでございますけれども、職員につきましては、5人で従事しておりまして、一級建築士を持った者が1名、二級建築士が2名、それとあと設備工事に関する資格ということで、これが一級管工事施工管理技士の資格を持った者が従事しております。あともう一名につきましては、専門的な資格は持っていないということでございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、14番目の質問の2回目にお答えします。

倒木による危険性、これの対処についてということですが、公園、ちびっこ広場、河川緑地にあります樹木、先ほどお答えいたしました誕生記念樹も含めまして、この樹木の倒木に関しましては、春と秋に専門

家であります造園業者と職員が現地で立会いをし、樹木の確認を行っております。その際に、枯れてしまって生育状況が悪くなっている樹木やまた病気、これにかかって悪い樹木、また台風などの外力により損傷を受けた樹木など、様々な要因で樹木として倒木の危険性があると判断されたものにつきましては、立入禁止、この措置を取りながら造園業者によって伐採、あるいは枝でありましたら枝の剪定、こういったものを行いながら倒木の危険性に対して対処しております。またそれとは別に、先ほど遊具のところでもご答弁申し上げましたが、シルバー人材センターにおきまして公園パトロールを依頼しております。このパトロールの中でも樹木のほうも確認していただいておりますので専門家ではありませんが、見た目で枝が落ちそうとか、木が傾いている、枯れて虫が食ってて状態が悪いんじゃないかと、こういったものにつきましては、報告をすぐさま上げていただき、造園業者に確認をしていただいているところでございます。これによって倒木の危険を排除しているということになっております。

続きまして、16番目の質問の2回目でございます。

さっきの点検結果を受けて遊具の更新、これはどのように行っているのかでございしますが、先ほどの遊具の点検結果、これにおきましてD判定である立入禁止、使用禁止、そのもう一つ上になりますが、C判定の遊具については、更新、そういったものを考えてもいいというような判断のものがあります。これにつきましては、まずD判定につきましては、即時使用停止の後、撤去を完了した後、どのような遊具を設置していくか。C判定につきましても遊具の

更新時期が来ておりますので、これにつきましては、職員と専門業者で確認しながらどういったものにしていくかということで協議を行っておりますが、更新の際には、以前と同じような遊具ではなく、実際にさらなる安全性だとか、遊びの機能、また人気があるもの、あとコスト、こういったものを考慮しながら遊具を新たに選定しながら更新を行っていつている状況であります。

以上です。

○野口博委員長 木下課長。

○木下警備課長 それでは、塚本委員からの2回目の質問、消火栓等整備負担金の執行率についてお答えいたします。

消火栓の新設につきましては、先ほどの説明にもございましたが、コストを考慮し、計画的に整備を進めるに当たり、令和元年度においては、新設消火栓が必要な場所をリストアップし、予算を組んでいたわけですが、昨年実施のありました令和元年度定期監査におきまして、消防救急資機材の中でも特に人命に直結するAEDの耐用年数を超えて使用していることについてご指摘をいただきました。消防本部といたしましては予算の関係から機器の延命化、長寿命化を考えていたわけですが、メーカーが規定する耐用年数を遵守するため、新たに計画を定め、更新していくこととしたものでございます。そのため、早期に購入が必要となり、目的外執行といたしまして、財政課の許可を得まして、この消火栓等整備負担金からやむを得ず、このAEDを購入するため、流用を実施した経緯がございまして、約180万円のAEDを急遽購入する必要が発生したために、予定していた新設消火栓

の整備は未実施となり、次年度へスライドすることになったものでございます。

次に消火栓の保全の方でございます。こちらなんですけれども、消防職員は常々災害時に万全を期すため、消火栓を巡回しながら点検を実施しております。令和元年度におきましては日頃の消防職員の点検が功を奏しまして、少額の保全事案は数件あったものの、幸いにして大きな修繕を伴う案件がなかったため、執行率が低くなったものと検証しております。消防本部といたしましては、いざ火災発生時におきまして、消火栓は、常に良好な状態で使用することができるよう、市域の管轄を定め、年間を通じ、しっかりと点検を実施するとともに、費用の低廉化を勘案しながらその保全に努めているものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 質問番号18番の2回目、35メートル級のはしご車が届かない建物の対策、対応についてお答えいたします。

市内において、31メートルを超える建物は、15か所あります。中高層建物の火災活動については、中高層建物の火災防御原則の計画に基づいて消火、救助活動を実施しております。高層住宅の場合、消防法令では、31メートルを超える建築物は、はしご車が届かないなど消火活動や避難が難しいため、11階以上の階には床面積の広さに関係なく、スプリンクラーや自動火災報知設備の設置が義務づけられ、さらに31メートルを超える建物には建物全体でカーテンやじゅうたんなどに燃えにくい防災製品を使うことが義務づけられています。このようにはしご車が届かない建物に対しましては、消防法令に基づき、

消防設備の設置強化によりまして、安全を確保しております。

以上です。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号19番でございます。

まず携帯電話、スマートフォンに入りますエリアメール、緊急速報メールの訓練のご活用ということなんですけれども、これかなり大きな音で知らせるシステムでございまして、残念ながら市単独でこれを防災訓練に導入している自治体というのは、なかなか府内では見たことがございません。代わりに府内統一で大阪府のほうの主催されています880万人訓練、こちらのほうでこのエリアメールを活用いたしまして、一斉に情報を伝える訓練というのを実施されておられます。また委員がお問いの11月初旬にございました訓練なんですけれども、これはエリアメールではなくて、防災行政無線、市内に17か所ございますスピーカーから音声で伝えるという訓練を、これは全国共通で国のほうが実施されまして摂津市も当然参加いたしました。男性の声でゆっくりお話しされる、それが音声で流れるんですけれども、結果といたしまして、市民の方からの声としましては、男性の声がゆっくりでなかなか聞き取りにくいのではないかという意見が幾つか寄せられておりまして、取りまとめである大阪府のほうに市民からの意見という形でお伝えする結果になりました。

これについては以上でございます。

続きまして、質問番号20番でございます。防犯カメラの規格等でございます。防犯カメラは、暗いところでも鮮明に撮れなければ意味がございませんので、有効画素数はカラーで200万画素、それから撮影

素子は2.8分の1シーモス相当、最低被写体の照度は0.05ルクスということで、この基準を満たすというところで、仕様書を作って入れております。

以上でございます。

○野口博委員長 暫時休憩します。13時再開です。

(午前11時47分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○野口博委員長 再開します。

午前中に続き、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 よろしくお願ひいたします。

質問番号2番の都市再生地籍調査につきましては、理解いたしました。ありがとうございます。

質問番号3番につきましては、先ほど委員長からご指摘があったとおり所管違いでございますので、また別途質問させていただきたいと思っております。

質問番号4番、売払収入について、こちらも理解いたしました。ありがとうございます。

質問番号5番、FM推進事業でございますが、FMにおいては、VOM、つまりお金の価値を最大限にする、言わば森山市長の方針とするお金づくりにおける重要な位置づけであると考えます。既存の営繕等の概念に捉われることなくPDCAサイクルを活用していただいて、FMを標準化できるレベルまで推進していただけることを要望として本質問を終わらせていただきます。

質問番号6番、市立集会所管理事業でございますが、これは8番との兼ね合いになりますが、先ほどのご答弁でいくと、地区集会所の修繕は市民の皆さんが自らの手

で行う修繕、市立集会所の修繕はその都度、契約されている業者に委託されている認識でよろしいでしょうか。お答えをお願いいたします。

質問番号7番、情報化推進事業でございます。先ほどのご答弁でございますと、ISOなどの標準化されたドキュメントがないということでございまして、通常であれば標準化されたドキュメントをもってシステム構築の相見積りを取っていくのが民間では常識と私は考えます。誰もが見ても分かるドキュメントが存在しないということが現状の状態につながっているのではないかと考えておりまして、システムにおいてもクラウド化されたからよいといったことではなくて、先日、福井県の産業支援センターで起こったような復旧不可能なデータ消失事故というのがクラウドでも起こり得ます。また、スタンドアロンよりもクラウド化されることのほうが情報の流出、外部からの攻撃に対しては脆弱であると考えますので、その点十分理解していただいた上でより安全な運用を求めるものです。これは強く要望しておきます。

質問番号8番に関しては、先ほどの6番と一緒にさせていただきます。

続きまして、質問番号10番に関しては理解いたしました。ありがとうございました。

質問番号11番に関しまして、JR千里丘駅東口ペDESTリアンデッキにおいては、現状、2階部分が雨漏りしておりますので、鋼材への雨水というのは腐食の原因となるだけではなくて、雨漏りによる転倒事故が起こった場合、本市の責任を問われることにもなりかねませんので、その点は早急な対応を求めまして、意見とさせてい

たきます。

続きまして、質問番号13番、こちらは一級建築士を含め5名従事されているということで理解いたしました。ありがとうございました。

質問番号14番、緑化推進事業でございますが、管内閣発足時の所信表明においては、2050年における温暖化効果ガスの実質ゼロを推進しております。実質ゼロということは、森林により温暖化効果ガスの吸収量が排出量に追いつくということで、環境省のホームページによると大阪府内ではまだ3市しかゼロ表明されておられません。今後ますます重要視される緑化事業においては本市もゼロ表明が可能なように努力していただけることを要望としておきます。

続きまして、質問番号16番、公園遊具補修事業において、まず遊具においては安全性が第一であると考えます。これは同じであると思います。古い遊具というのは、回転軸や鎖に指を挟むなどの切断事故等が全国で報告されております。遊具の更新に際しては、このような事故が起こらないよう細心の注意をもって選定に臨んでいただきたいと思います。これも要望としておきます。

質問番号17番の消防水利事業に関しては、理解いたしました。ありがとうございます。

質問番号18番も理解いたしました。今後ますますのご努力よろしくお願い申し上げます。

質問番号19番、情報収集伝達体制整備事業、先ほどのご答弁ですと、男性のゆっくりした声では聞き取りにくいということで、特に高齢者においては可聴域が狭まるということもございます。高齢者への

聞こえ方を配慮した場合は、ISO7029やJISS0014といった方法がありますので、そういったものを参考にさせていただきまして、高齢者への聞こえ方を配慮した音声づくりというものを要望いたします。

質問番号20番、防犯対策費でございますが、先ほどのご説明ですと、LED防犯灯は相当数ありますのでいいとして、防犯カメラについては1台当たりがおおよそ修繕費が6,000円、保守管理委託料が約3万5,000円かかってくるということになりまして、この金額の妥当性についてどのようにお考えでしょうかということで、今後設置台数をふやすことによって、比例して同じだけコストがふえてしまうのか、その辺りについて展望についてお聞かせください。よろしく願いいたします。

○野口博委員長 池上参事。
○池上総務部参事 それでは、市立集会所と地区集会所の修繕の分についてご答弁させていただきます。

市立集会所につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように市内50か所ございまして、これは市が設置している分になりますので、修繕等につきましては、基本的には市が修繕しております。業者などをお願いして修繕をしておるところでございます。

それと地区集会所につきましては、先ほどちょっと補足も含めまして、ご説明させていただきましたように、地域の住民の自己財源で建てられた昔の村落というか、そちらのほうで建てられた集会施設でございます。現在、市内に9か所ございます。この分の修繕につきましては、基本的には各地区で行っていただいております。自治会でもありますとか、実行組合でありますとか、

そちらのほうで基本的には行っていただいて、市としてはノータッチというような状況になっています。ただ、修繕等につきましては、先ほど言いましたように使用目的が地元の自治会であるとか、老人クラブであるとかそういったところで使用しておりますので、修繕費の一部の補助だけはさせていただいているという現状でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号20番の3回目のご質問にお答えいたします。

まず防犯カメラの保守であったり、修繕であったり、この金額の妥当性ということなんですけれども、まず防犯カメラ、この保守点検委託なんですけれども、これは指名競争入札によりまして、競争原理が働いた中での金額でございます。また、この保守の契約の中には、年に一度の全カメラの点検確認だけではございませんで、カメラの軽微な修繕、これを随時行うこと、またカメラをつけている電柱が傷んだ場合は別のところにつけ直すんですけれども、そのときの移設費用、ここまで含めた上での保守点検委託料でございます。

また一方修繕費なんですけれども、平成28年以前につけたカメラというのが大体半分ぐらいございます。当然経年劣化も見られますし、また精密機械が絶えず雨風にさらされているというコンディションの中で動いておりますので、この修繕料につきましては、なかなか下げることができない状況であると考えております。

そして今後、カメラの台数がふえればスケールメリットが働くのかということなんですけれども、今の時点で我々考えておりますのは、予算が絡む話なので、考え方

としてご理解いただきたいんですけれども、今年に入りまして、移管された分も併せまして、防犯カメラ110台体制で防災危機管理課では管理しております。ただ、かなり経年劣化が進んでいるものもございまして、まずはこの台数を維持した中で機器の更新のところにはまずは軸足を置きながら、台数をふやしていく段階にあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 こちらご質問ではなかったんですけれども、13番でお問いのありました建築設計監督業務の体制なんですけれども、先ほど一級建築士を含めということで理解いただいたというようなことだったんですけれども、昨年度におきましては、一級建築士がおりましたけれども、今年度から機構改革によりまして、営繕部門が資産活用課のほうになりまして、現在も5人なんですけれども、一級建築士じゃなくて、二級建築士2名と、あと一級管工事施工管理技士、こちらのほうが2名と、あと事務のほうが携わっているという状況ですので、それを補足で説明させていただきます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 質問番号13番のご答弁ありがとうございます。

質問番号20番に関しましては、また今後において維持と機器更新ということで、予算ありきのことではあるとは思いますが、やはり安全・安心を守るといったことを考慮いたしまして、これもまた警察と協議をしながら増設についても進めていただけますよう要望とさせていただきます。

それから、市立集会所管理事業ですが、こちらについても理解をいたしました。ご

説明ありがとうございました。

私からの質問は以上とさせていただきます。

○野口博委員長 続いて、松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、引き続きまして、質問をさせていただきます。

幾つかかぶっているところもあるかと思えますけれども、その際は、改めてお答えいただければなと思います。

まず1番目、決算概要3ページの一般会計決算概要のところで、令和元年度については、1億9,783万円の実質収支の黒字となっております。改めて財政課としてこの令和元年度の一般会計決算概要について、どのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

続きまして、2番目、システム構築委託料について決算概要の50ページ、これにつきましては、先ほど質問がございました。その中でクラウド化等構築をされたというところではございます。その回答を踏まえ、クラウド化など令和元年度の事業の取り組みが実際どのように庁舎内の機能強化、あるいは市民サービス向上につながったのか、どのように成果を考えているのか、お聞かせください。

続きまして、3番目、決算概要の68ページの基幹統計調査事業のところですが、令和元年度の取り組み、概要についてお聞かせください。

続きまして、4番目、決算概要62ページ、市民税課の納税通知書等印刷及び封入封緘委託料について、この委託料の内容についてどのようなものか、お聞かせください。

続きまして、5番目、決算概要の48ページ、ESCOサービス料について、こちらについては令和元年度の事業内容につ

いてお聞かせください。

続きまして6番目、同じく決算概要48ページ、庁舎西別館解体等工事について、こちら令和元年度に解体をされました。当時、並行的に跡地について様々検討されてきておりましたが、改めて令和元年度で跡地についてどう検討されてきたのか、併せて現状についてお聞かせください。

続きまして、7番目、決算概要46ページ、FM推進事業について、こちら先ほどの質問で委託料のところについては説明をいただきました。それを踏まえて、令和元年度の成果というものを改めてどのようなものか、そしてどう評価され、それを次に活かしていこうかというところをその点お聞かせください。

続きまして、8番目、決算概要52ページの防犯カメラのところですが、これについても先ほどの質問がございました。設置の状況等々もお聞きをいたしました。改めて防犯カメラの効果というもの、あるいは実際の警察等と一緒に事案について実施した事例があるのか、これについてお聞かせください。

続きまして、9番目、決算概要の130ページの防災演習事業について、こちらの令和元年度の取り組みについてお聞かせください。

続きまして、10番目、決算概要の同じく130ページ、耐風対策調査委託料について、こちらの委託料の内容についてお聞かせください。

そして同じく130ページの防災士取得費用助成金について、令和元年度の事業内容についてどのようなものかお聞かせください。

続きまして、11番目の決算概要の110ページ、こちらの正雀駅南自動車駐車場

管理事業について、こちら先ほどの質問でございましたので、もうこれは要望とさせていただきます。

こちらは、昨年の決算審査に係る委員会でも利用状況の改善を要望させていただきました。そして今年、利用料金を下げられ、改善に向けた取り組みをされたことについては評価をいたします。あわせて、引き続き125cc以上のバイクが阪急正雀駅の南側では止めるところがないというところについては、引き続き働きかけをぜひお願いしたいと思います。

こちら、阪急摂津市駅のところは、50cc以上のバイクは止められます。こちら300円のコイン式のパーキングとなっており、阪急正雀駅とは150円か300円かの違いのところの費用と、あと場所についても、阪急正雀駅の50cc以下のバイク置場は私はよく通りますけども、一、二台しか止まっていない状況で、非常に使い方がもったいないのかなと思っております。市民の方でも、125cc以上のバイクは最近やっぱり多くなっている中で、阪急正雀駅では止められないので、あえて阪急摂津市駅において利用しているという話もお聞きをしておりますので、ぜひ土地利用の有効活用も踏まえて、その点も費用をかけずにできるようなところでやっていただければと思います。こちらは要望とさせていただきます。

続いて、12番目、決算概要112ページ、公共施設巡回バス運行事業について、こちらバス2台で運行されておりましたが、令和元年度の乗車率についてどのようなものかお聞かせください。

続きまして、13番目、公共交通整備事業について、決算概要の112ページです。こちら執行率4.6%ということですが

も、この理由等、そして、そもそもこの事業の目的についてどのようなものかお聞かせください。

続きまして、14番目、同じく112ページということで、防犯カメラについてです。防犯カメラ保守点検委託料について、こちらの道路交通課のところの設置の目的等はどのようなものかお聞かせください。

続きまして、15番目、決算概要116ページ、正雀南千里丘線外2路線、阪急正雀駅前道路改良事業についてのこの事業内容についてお聞かせください。

続きまして、16番目、同じく116ページ、未就学児移動経路対策事業について、こちら繰り越しているということですが、この内容についてどのようにこうなったのか、ちょっとお聞かせください。

続きまして、17番目、決算概要114ページ、狹隘道路整備事業について、こちら令和元年度の現状等についてどうなっているのかお聞かせください。

続きまして、同じく決算概要118ページ、多世代同居・近居支援事業についてです。令和元年度の実績について、どのようなものかお聞かせください。

続きまして、19番目、同じく決算概要118ページの震災対策推進事業について、こちら三つの補助金が記載をされておりますけれども、大阪北部地震を経験して、令和元年度、改めてこの実績というのとはどのようなものかお聞かせください。

続きまして、20番目、決算概要122ページ、公園維持管理事業について、こちらのほうで、ちびっこ広場等の管理の現状についてどのようにされているのかお聞かせください。

続きまして、21番目、同じく決算概要

122ページ、公園遊具補修事業について、こちら先ほどの質問で多々ありました。こちらの補修事業の令和元年度の状況について、どのようなものかお聞かせください。

続きまして、決算概要124ページ、千里丘出張所耐震改修工事について、こちらの工事内容等についてお聞かせください。

続きまして、23番目、決算概要128ページの消防団活動事業について、令和元年度の消防団の現状、そして人員等についてお聞かせください。

そして、決算概要の126ページの災害応援等活動事業、こちら毎年様々な事業に応援されているというところですが、令和元年度の実績について、どのようなものかお聞かせください。

続きまして、25番、こちら事務報告書の415ページのところで、防火対象物査察件数についてというところで、こちらについては、平成30年9月の本任委員会で摂津市火災予防条例の一部改正の条例を審査いたしました。この中で消防法令において、違反が認められる防火対象物については、一定期間のうち是正しない場合は公表するという条例改正ということでしたが、この条例改正を踏まえて、この査察件数、そしてその後の状況についてどのようなものかお聞かせください。

そして最後、26番目、同じく事務報告書の435ページの救急活動事業について、こちら令和元年度の救急活動事業、その内容について、このような数字がありますけれども、どのように分析されているのかお聞かせください。

以上です。

○野口博委員長 森川課長。

○森川財政課長 それでは、質問番号1番、令和元年度の決算の概要についてでございますが、委員のお話にもございますように、令和元年度の決算といたしましては、実質収支として1億9,783万円ほどの黒字を確保することができております。

歳入歳出それぞれの特徴といたしましては、歳入では、前年度に比べまして、市税のほうは約3億3,000万円増加しておりますけれども、使用料などの減少によりまして、歳入全体では減少となっております。

また、歳出のほうですけれども、歳出では、退職手当や地方債元利償還金の減少などによりまして、歳出全体でも、前年度に比べますと、減少となっております。

経常収支比率に関しましては99.1%と、前年度に比べ1.6ポイント改善となりました。令和元年度では、年度終盤に発生をいたしました新型コロナウイルス感染症の緊急対策経費など、例年にないような経費の支出もございましたけれども、最終的には、財政調整基金を取り崩すことなく黒字決算とすることができたものであります。

○野口博委員長 榎納参事。

○榎納総務部参事 それでは、質問番号2番、システム構築委託料によりますクラウド化に対する成果についてのお問いにお答えいたします。

システムの更新に当たりましては、自然災害や停電対応等について、サーバーを地上において運用する方式から、外部のデータセンターにおいて構築を行い、通信回線を経由して利用する方式に変更いたしました。これは、国におきましても強く推奨しておりますもので、今回、クラウド化の移行により対障害性を向上させ、市民サー

ビス等を中断させることなくシステムの安定稼働を図れるものだと考えております。

○野口博委員長 中尾参事。

○中尾総務課参事 松本委員からの統計調査に関しましてご質問にお答えをいたします。

令和元年度本市で行いました基幹統計調査につきましては、製造業に関する事業を対象とした事業所数、従業員数、製造品出荷額などを調査する工業統計調査、次に、事業所及び企業の活動事業の状態を明らかにし、各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とした経済センサス基礎調査、各ご家庭における家計消費、所得、資産などを総合的に把握する全国家計構造調査、農林業に関する各種統計調査に必要な基礎調査を整備する農林業センサス、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育上、基礎資料を得るための学校基本調査、以上、5調査となっております。

以上です。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に係りましてご質問にお答えいたします。

質問番号4番、決算概要の62ページ、納税通知書等印刷及び封入封緘委託料でございます。こちらの委託料に関しましては、大きく二つの契約となっております。一つは、市府民税の当初課税と軽自動車税の納税通知書の印刷、納付書等の封入封緘の業務委託料でございます。こちらの金額が736万5,021円という契約となっております。

もう一つが、市府民税の帳票作成及び封入封緘業務委託となっております。こちらに関しましては、期限後の市府民税の申告

書の部分と翌年度の当初課税に係ります給与支払報告書等の総括表及びその封筒、また申告書等についての印刷と封入封緘業務になってございます。こちらの契約につきましましては、127万5,161円の金額となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 それでは、資産活用課に係りましてご質問にお答えさせていただきます。

まず、ESCO事業についてでございますけれども、ESCOとは何ぞやというところで、ちょっとご説明させていただきますと、Energy Service Companyの略ということで、省エネルギー改修におきまして、優れたノウハウを有する民間事業者が事業資金計画、設計、施工、維持管理、効果検証までを一括請負をすることで、契約満了時まで提案時に示した光熱水費削減を保証する事業ということでございます。

この事業を実施するに当たりまして、これについては平成29年度に整備をいたしまして、実際の支払いにつきましては、平成30年度からということになります。この事業を導入したことによりまして、導入に当たって、まず比較するベースにおいて利用効果があるかないかという比較をするベースラインとしまして、平成25年度から平成27年度のエネルギーの平均値と令和元年度を比べますと、省エネの効果額としまして、1,448万円、省エネルギー率といたしましては37.9%、CO₂削減率は37.7%との報告を受けておりますので、数字が示すように、エネルギーの削減について効果が現れていると認識しております。

それと、続きまして、西別館の解体に伴う跡地活用等についてですけれども、西別館を解体した後の跡地の活用方法につきましては、解体のときから並行して、どのように活用していこうかということも考えておりました。その考えの中で、不動産関係でありますとか、金融とかでありますとか、建設業等々、いろんなどころにまずアンケート調査をしまして、その後、サウンディング調査等を実施しまして、どのような事業ができるのか、できないのかというのを各事業所にお話をさせていただいて、活用の方法等を探っていたところでございます。ですので、最終的にといいますか、コンビニ当たりが市民の利便性にも供するというようなこともありまして、そういったところを目標に公募をかけたわけなんですけれども、応募には至らなかったということが現状でございます。

その後もいろいろと検討はしておるんですけれども、まだ具体的な活用方法が見出せていないということで、今暫定利用といたしまして、何かイベントではないですけれども、職員健診でありますとかそういったときに、今の西別館の跡地を活用しているというところでございます。

今後におきましても、どういう活用ができるのかアンテナを張りながら、引き続き考えていきたいと思っております。

それと、FMの件についてですけれども、FMの令和元年度の成果ということでございますけれども、成果といたしましては、用途ごとの個別施設計画を含みます公共施設等総合管理計画の改訂版について、現在は作業を行っておるところなんですけれども、その基礎資料、データの収集、整理が一定できたこと、また、これからFMを推進していくに当たって必要となりま

す施設情報を一元化するためのポータルサイトをしっかり構築しまして、改善もしていったと。また、各種データをいろんな形に加工できるようなツールの作成もいたしまして、あと修繕履歴の洗い出しなどもいたしまして、LCC（ライフサイクルコスト）とかも算出しております。かなり専門的な知識がなければできない多くのマニュアルやツールを委託も通じて、このように整理できてきたのかなと考えております。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号8番、防犯カメラのお問いについてのお答えでございます。

防犯カメラなんですけれども、まず街頭犯罪の未然防止でありましたり、犯罪が発生した場合の迅速な対応を目的として設置したものでございまして、一言で言えば、安全・安心のまちづくりを下支えする防犯機器として活用しております。

実際に警察に情報提供する場合の主だったものなんですけれども、この令和元年度、警察への画像の提供状況なんですけれども、193件でございました。

効果ということなんですけれども、これも犯罪捜査には極めて有効な手がかかりとなると我々考えておりました、実際、摂津市内の犯罪の件数は減少傾向にございます。具体的にデータを挙げますと、防犯カメラを設置したのが平成25年からなんですけれども、平成25年の摂津市内の全ての犯罪件数1,314件、それが平成28年には1,047件、令和元年には702件と確実に下がっております。これらは防犯カメラが全て貢献したというわけではないんですけれども、一定寄与していると考えております。

続きまして、質問番号9番でございます。

総合防災演習事業の総括でございますが、総合防災演習につきましましては、セレモニー的な要素が強いのではというお声が度々寄せられておりました、何とか実働的な訓練にしたいと考えておりました。去年なんですけれども、通常の青少年運動広場で防災演習を行いましたのに加えまして、同じ日、同じ時刻に千里丘公民館でも地域の方にご参加いただきまして、避難所の開設訓練、これを併せて開催させていただきました。

また、千里丘の訓練をジェイコムウエスト様のご協力によりまして、テレビで中継いたしまして、青少年運動広場内に大型のオーロラビジョン、これを設置いたしまして、青少年運動広場にお越しの皆様にも千里丘公民館の訓練を見ていただけるように工夫してまいりました。こういう形で、より実働的なところも加味した訓練できましたので、我々としては、一定価値があったと考えております。

続きまして、質問10番でございます。

耐風対策事業の中身ということなんですけれども、これは一昨年の台風21号での被害を踏まえまして、専門家に委託することで、今後の強風への備え、これを進めていくという目的でございます。具体的には、京都大学の丸山敬教授に委託いたしまして、実際に台風で体育館の屋根がめくれ上がった小・中学校が3か所ございましたので、現場を見ていただきまして、その上で、市職員や防災サポーターの方にも参加いただいて、耐風対策ということで研修をしていただきました。また、市民向けには、「強風への備え4カ条」という冊子を作っただきまして、啓発にも役立てております。

最後に、これらの取り組みを踏まえまし

て、地域防災計画の改訂を本年3月に行った中で、風害対策計画というのを丸山教授の監修によりまして追加することができました。以上が中身でございます。

続きまして、11番でございます。防災士資格取得補助の中身でございます。

この防災士の資格取得補助金なんですけれども、防災士に地域の防災の活動の要として活躍いただきたいということで、公費で資格取得に係ります費用の半額を補助させていただいておる制度でございます。令和元年度には、5名の市民の方に助成金を交付させていただきました。内訳といたしましては、3万円の補助が3名、4,000円の補助が2名でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、松本委員のまず12番目の公共施設巡回バスが2台運行になっての乗車率についてのご質問にお答えさせていただきます。

公共施設巡回バスは、平成30年10月から台数を1台ふやして、2台運行で開始しており、2時間に1本のダイヤを1時間に1本へ改善したことによりまして、乗降者数は順調に増加しており、前年度同月比では、2倍まで達する月もございました。

乗車数でいきますと、2台運行後、1便、1日当たりの乗車数は約87名となっております。乗車率につきましましては、このバス自体が車いすも対応する車両になっておりまして、車いすを使用しない場合の定員数というのが23名となっております。その定員数からいきますと、乗車率は、令和元年度、2台運行後の1年間の乗車率は約25%となっている状況でございます。

続きまして、13番目の公共整備事業に

ついて、その理由と目的についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、この事業に関する予算としましては、消耗品費と印刷製本費を上げさせていただいております。印刷製本費に関しましては、ダイヤ改正などによってのチラシ等の費用を見込んでおりましたけども、それがなかったため、執行率はゼロとなっております。

また、消耗品費につきましては、ニーズ把握のためのアンケート等に使用する返信用封筒などの費用を計上しております。今回、執行予算で使用させていただいているのは、その返信用封筒の購入費に充てております。

それから、14番目の防犯カメラの目的についてでございますが、道路交通課所管の防犯カメラにつきましては、自転車・自動車駐車場内における防犯対策を目的としており、平成21年度と平成23年度に大阪府の街頭犯罪多発地域防犯カメラ設置補助金を活用して設置させていただいております。場内の防犯対策、それと精算機等の設備に関する防犯対策としての設置を目的としております。

それから、15番目の正雀南千里丘線外2路線の事業内容についてでございますが、ご存じかと思いますが、阪急正雀駅前の道路拡幅事業に伴う用地測量の委託料を計上させていただいて、その業務内容としましては、これまで支障となっておりました国有地の処理や地番配列の不整合など地図混乱地域の状態にあることから、法務局の備え付け地図の訂正作業を行う業務でありまして、測量、その他に分筆作業に伴う委託を計上させております。

それから、16番目の未就学児移動経路対策事業の内容についてでございますが、

本事業に至る経緯でございますが、令和元年5月8日に発生した大津市の事故後、5月14日付で近畿地方整備局から、園児等の移動経路における交通安全の確保について事務連絡が発出され、6月18日付で、内閣府、文部科学省、厚生労働省より、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検要領が幼稚園、保育園、認定こども園などの施設管理者に対しまして、緊急安全点検の上、その対策を検討するよう発出されておりました。

以上のことから、本市が管理する道路について、道路管理者、施設管理者並びに摂津警察と合同点検を8月に実施し、この合同点検を踏まえ、対策必要箇所の抽出と対策案を9月に検討を行いまして、実施する対策を10月に取りまとめ、国へ報告した次第でございます。

また、対策メニューとしましては、局所的な対策として、安全・安心な歩行空間を確保するための車止めの設置や路側帯のカラー舗装化、また、一定の区間に対する面的な対策として、車両の抑制、速度抑制を目的としたハンプの設置、抜本的な対策として、歩道の改良、拡幅等がございます。これらの緊急点検を踏まえて、令和元年度では、路面標示を鳥飼西19号線で既に設置したところであり、この令和元年度の決算書に載っている繰越しの内容につきましては、市内点検で対策を確定した5か所につきまして計画をしており、その全てを未執行繰越しとして、翌年度に送っている次第でございます。

その内容としましては、未就学児が淀川河川敷公園に向かう経路となる淀川堤防沿いの市道南別府鳥飼上線のハンプの設置や、ふるさと公園へ向かう経路である市道の鳥飼本町52号線の歩行空間の拡幅

といったものがございます。それ以外にも含めまして、今後、令和3年度までに残り6か所も含め、全て完成させていく予定となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、松本委員の17番目のご質問の狹隘道路の現状についてお答えいたします。

現在、狹隘道路整備事業では、建築確認申請の際に後退部の道路整備の内容、後退部を市に寄附、もしくは使用契約等で市に移管するかどうかなどの内容を事前に協議いたしまして、このうち、個人居宅の建築行為で市にその後退部が移管されるものについて、工事完了後に市が検査を行いまして、合格したものは申請を受け付け、後退整備費用を助成金としてお支払いしているものでございます。

令和元年度の助成件数は7件でございますが、その内訳といたしましては、令和元年度に事前協議を行ったものが1件、残り6件については、平成30年度以前に事前協議を行ったものでございます。

なお、令和元年度の事前協議の件数は59件で、このうち助成対象が11件ですが、これ以外のものにつきましては、営利を目的とする建物であったり、個人居宅の建築行為であっても、敷地計画の都合上、後退部分を市に移管せず自主管理するということが助成対象外となっておりますので、協議のありました全ての案件について、規定の道路後退はなされております。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、松本委員の18番目の多世代同居・近居支援補助金に関する質問に答弁いたします。

まず、親から子・孫の3世代にわたり、

市内で新たに同居または近居することによりまして、日常生活の様々な面で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指す三世代ファミリー住まいるサポート制度として、令和元年7月に同補助金の受け付けをスタートしたところでございます。

本制度は、新たな同居や近居のための住宅の取得、リフォームや転居の費用の一部に補助するものでございまして、令和元年度、問合せの件数は50件を超えてきておりますが、申請交付件数につきましては、住宅取得補助3件、住宅リフォーム補助1件、転居補助5件の計9件にとどまっております。ただ、令和2年度に入りまして、この10月末まででございますが、相談、問合せ等は87件を超えてきております。申請受付件数は、それに伴いまして、住宅取得補助については13件、リフォーム補助については3件、転居補助については10件が交付見込みの状況に至っております。

続きまして、19番目、震災対策推進事業の三つの補助金と状況ということでのお問い合わせでございます。こちらのほうにお答えいたします。

まず、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金の状況でございますが、こちらのほうにつきましては、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅に対する耐震診断をしていただくために、その費用の一部を補助する内容でございます。令和元年度につきましては、木造住宅16件に対しまして、補助を交付いたしております。

続きまして、耐震改修補助金でございますが、こちらのほうにつきましては、その耐震診断を受けられて、耐震性に不足があるということの判断が一定出た内容につ

きまして、設計工事、合わせて80万円を上限に補助をさせていただいております。ただ、所得要件によりましては、上限100万円まで補助をさせていただいております。

それと、建物をそのまま耐震補強するのではなく、建て替えを選択される方もいらっしゃいますので、その除却の補助につきましては、上限40万円という形で補助をさせていただいている制度でございます。令和元年度の交付件数につきましては、合わせて20件ということで、そのうち、除却の交付については14件という状況になっております。

続きまして、ブロック塀の撤去補助金でございますが、こちらのほうにつきましては、2年前、平成30年6月大阪北部地震で、高槻市内の小学校でブロック塀の倒壊による痛ましい事故を受けまして、本市のほうでブロック塀の撤去に要する費用の一部を補助するというので、同年8月から受付をスタートさせていただいた制度でございます。

内容といたしましては、私道を除く公道や公園に面して設置されている高さ80センチ以上のコンクリートブロックの塀などを対象といたしまして、補助金額は、最大20万円を限度に交付をさせていただいております。令和元年度の実績といたしましては、14件交付をさせていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、松本委員の20番目のご質問、ちびっこ広場の維持管理についてお答えいたします。

市内には、ちびっこ広場が97か所あり、そのうち87か所のちびっこ広場におい

て、自治会など62団体で、摂津市ちびっこ広場管理補助金交付要綱に基づき、維持管理を行っていただいております。残りの10か所につきましては、市で維持管理を行っております。

維持管理の内容としましては、同要綱に書いてあります広場の清掃や除草、その他環境整備の作業となっており、作業の回数は各団体で決めていただいております。

補助金につきましては、補助金の申請があった団体に対し、交付基準により算出した金額を補助しております。

続きまして、21番目、令和元年度の点検結果による遊具の補修状況について、お答えいたします。

先ほど、塚本委員と答弁の内容とかぶるところがあるかと思いますが、まず遊具の補修に際しましては、令和元年度の時点で、遊具635基を国の指針、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、専門家と一緒に年に一度総点検を実施しております。この点検結果でAからDまで判定基準を4段階設けており、その中で、D判定につきましては、即使用停止、C判定につきましては、遊具の取り替え時期が来ているということから、遊具の修繕のほうを検討しております。令和元年度におきましては、D判定の遊具は2か所、C判定につきましては199か所ございました。そのうちD判定につきましては、即時使用停止し、撤去または修繕を行っております。C判定につきましては、199か所のうち22か所、これは専門家と協議、現地等を立会いしながら、22か所の修繕を行ったものであります。

以上です。

○野口博委員長 松田参事。

○松田消防本部参事 それでは、質問番号

22番の千里丘出張所耐震改修工事の内容についてお答えいたします。

令和元年度で耐震改修、外装改修と併せまして、大阪北部地震により被害を受けましたブロック塀、フェンスの修復、老朽化した屋外らせん階段の撤去、車庫シャッターの設置及び施設の内部の改修を行ったものでございます。

千里丘出張所は、昭和50年竣工の建物でございまして、四十数年以上が経過しております。かなり老朽化が進んでおりましたので、特に水回りや配管、照明器具、仮眠室等、各所において改修を行いました。

消防庁舎は、消防職員の職場でもあり、一方では、24時間365日寝泊まりし、生活する施設でもありますことから、安全衛生上、職場環境の向上は大変重要であると考えております。特に、環境の向上が図られた箇所は、老朽化した照明機器の更新と仮眠室の半個室化でございまして。

照明器具は老朽化が進みまして、室内の照度が低く感じられ、職員の日や体調に支障を来すおそれもございました。仮眠室の半個室化につきましては、勤務する職員からも非常に高い評価を得ております。

また、個室化することにより、インフルエンザ等の感染症対策におきましても、感染拡大防止に大きな効果があると考えております。今後におきましても、摂津市北部の重要な防災拠点として適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号23番の消防団の現状、人員についての質問にお答えいたします。

消防団は、地域防災の中核として、地域住民の生命、身体、財産を守る上で重要な役割を果たしていただいております。地域防災力として大きな力を発揮していただいております。

おります。

平成31年4月現在での消防団員の数でございますけれども、404名、その内訳は、基本団員が345名、機能別分団員が59名となっております。平成31年3月末の退職者が13名ございましたが、同年4月には6名の新入団員が入り、令和2年4月1日には13名の基本団員が新たに入団いただきました。現段階で、基本団員が333名、機能別分団員が60名で、合計393名となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 木下課長。

○木下警備課長 それでは、質問番号24番、消防本部警備課所管でございます災害応援等活動事業、令和元年度におけるものについてお答えいたします。

災害応援等活動事業費の内容につきましては、通常年度は、緊急消防援助隊活動時に必要となる物品等を予算計上させていただきまして、支出するものでございます。令和元年度では、緊急消防援助隊の出動はございませんでしたが、G20大阪サミットが開催されるに当たり、応援派遣隊が消防特別警戒活動時に必要となる経費を予算計上いたしまして、その支出を行ったものでございます。

G20大阪サミットは、ご承知のとおり、各国の首脳や国際機関のトップをはじめ、政府関係機関等が大阪に一堂に会して行う国際会議でございます。この会議を万全に対応するに当たり、本市消防本部からも必要な部隊を応援派遣することとされたものでございます。

なお、派遣を要する期間は、消防特別警戒期間でございまして、開催日の令和元年6月28日、6月29日を含みます6月24日から6月30日までの約1週間でございます。

ございました。本市からは、火災等災害発生時に対応を行う消防隊を指定の進駐場所で行っていただきました豊中市消防局、豊中南消防署へ1隊4名として、警戒期間中に述べ7隊、28名と未然に災害を厳守するための予防要員1名を大阪市へ派遣したものでございます。

本市の応援派遣を含め、万全の消防警戒体制が功を奏しまして、結果といたしまして、G20大阪サミットは大きな災害は発生させず、無事に任務を遂行完了したものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 質問番号25番、違反對象物公表制度の状況についてお答えいたします。

違反對象物公表制度は、火災予防条例の一部改正によりまして、平成31年4月1日から制度が始まりました。状況として、令和元年内におきましては、公表の対象となる建物5件を消防本部のホームページに掲載し、公表しました。そのうち3件は違反是正がなされ、掲載から削除しました。残り2件は、令和2年度に入り、1件が違反是正され、残りの1件も違反是正の改善準備が進んでいる状況でございます。

以上です。

○野口博委員長 大坪参事。

○大坪警防第1課参事 それでは、質問番号26番についてご答弁申し上げます。

事務報告書に記載しておりますとおり、令和元年度の救急出動件数は4,976件で、1日当たりの出動件数は13.6件となっております。

また、搬送人員は4,516人で、1日当たりの搬送人員は12.3人となっております。平成30年度の救急出動件数5,

160件と比較しますと、184件の減少となりました。

また、事故種別で見ますと、急病が3,176件、一般負傷が753件、交通事故が451件の順であり、一般負傷を除く急病及び交通事故の件数は、新型コロナウイルス感染症拡大により市民等が外出の自粛や自宅待機されたことにより、若干ではございますが、救急件数が減少したものと分析しております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、引き続きまして、2回目の質問、もしくは要望とさせていただきます。

まず1番目、財政課についてのところで、市税の増加というところが非常によかったのかなと思います。そういったところで、また1月以降、新型コロナウイルス感染症対策が出てきておりました。これは確認上ですけれども、改めて、この決算を踏まえて、またコロナ禍を踏まえて、今後の財政の組み立て方というのはどのようにお考えなのか、ちょっとこの概要についてお聞かせいただければと思います。

続きまして、2番目、システム構築委託料について、特に災害対応に備えたものというところで理解をいたしました。このシステム構築委託料は、平成30年度も私は質問をしております、そのときは、新規構築や再構築の対応というところを言っております。このようなシステム構築委託については、毎年それぞれいろんなところで出てくると思うんですけれども、ちょっとそこについて、概要で結構ですけれども、このシステム構築の目指すところというのは、ちょっと何なのかというところ、市民サービスの向上に向けて、例えば5年後

どういう形をイメージされているのか、AIを活用して、業務を徹底的に自動化してやっていくのか、その方向性をもしお答えできる範囲で教えていただければと思います。情報政策課として、どのようにシステム構築をあるべき姿といいますか、イメージされているのかお答えください。

続きまして、3番目、工業統計調査等、五つの調査をされるということを理解いたしました。その中で確認ですけれども、この調査結果をどのように活用されているのか、どのように把握されているのか、当然この調査というものは、基礎資料となって様々に活用されるというところがございます。重要な施策と思うんですけれども、繰り返しですけれども、これは確認の上で、どのように活用されているのか、概要だけでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

続きまして、4番目、納税通知書等の委託料について、委託料の概要については理解をいたしました。このところ実は、市府民税の特別徴収事務書類で市民の方からA3サイズでちょっと郵便ポストに入らないと。雨にぬれる可能性があって、A4サイズに変更できないかというような話を受けております。これについては、お伝えさせていただきまして、現時点では難しいということをいろいろと対応、検討いただくことは大変ありがたいことだと思います。その点、1点だけ、A4サイズへの変更に向けた課題というものはどのようなものか確認をさせていただければと思います。

続きまして、5番目、ESCOサービス料につきまして、ESCO事業のこれまでの、これも毎回いろんなところで質問させていただきまして。そして、省エネ効果と

して、しっかりと効果、評価されているというところで理解をいたしました。この点については評価をいたします。この5番目の質問については以上です。

続きまして、6番目、庁舎西別館解体等工事の跡地の利用について、現状として、具体的なところは決まっていないというところについて理解をいたしました。その上で、暫定的な利用というところですが、市民団体のイベントとか、あるいは移動販売車のマルシェとか、そういった一時的な場所提供などの有効活用という点について、改めてどのようにお考えなのかお聞かせください。

続きまして、7番目、FM推進事業について、こちら今年度の成果というところを理解いたしました。これは確認の上ですが、令和2年度から資産活用課として大きく組織が強化されたというところで、このFMの成果をどのように普及させていくつもりか、その考え方についてお聞かせいただければと思います。

続きまして、8番目、防犯カメラのところですが、その効果については193件、警察等と連携をされ、一定の成果ということで、事件の抑制にはつながっているというところを理解いたしました。先ほど塚本委員もおっしゃられたように、今後防犯カメラをふやすかふやさないかというところで、現状の数等で交換していくというところですが、この際に警察と連携して、例えば犯罪抑制、あるいは犯罪が比較的多発する地域などに移動するとか、そういったことは検討されるのか、その1点について確認をさせていただければと思います。

続きまして、9番目、防災演習事業について、こちらで令和元年度千里丘公民館、

そして青少年運動広場でオーロラビジョン等のテレビ中継をするというところをされたというところは理解をいたしました。

この防災演習事業については、今年度については中止というところで、その理由は、新型コロナウイルス感染症も踏まえるとともに、より実践的な訓練が必要だというところで、再検討されるというところで認識をしております。

そこで改めて、大阪北部地震の教訓から災害対策本部の運営などの指揮の点で、訓練の必要性が強く認識をされております。平成30年度、そして令和元年度は実施されましたけども、改めて令和元年度はシミュレーション訓練などを実施されたのかどうなのか、その点お聞かせいただければと思います。

続きまして、10番目、耐風対策調査委託料について、こちらにつきまして、見識者からしっかりと検討していただいて、地域防災計画のほうにも反映するというところで、市民にも復旧するというところで理解をいたしました。しっかりとやっていただければと思います。評価をいたします。10番目については以上です。

続きまして、11番目、防災士取得費用助成金について、3万円の補助が3名、4,000円の補助が2名というところで理解をいたしました。この防災士というものは、そもそも本市独自の地域防災リーダーで、防災サポーターにつながるものというところですけども、防災サポーターの状況についてはどうだったのかお聞かせください。

続きまして、12番目、公共施設巡回バス運行事業について、乗車率が約25%というところは理解をいたしました。この数

字というのが費用対効果として本当に適切なのかというところは、やはり検討する必要があるかなと考えております。また改めて、今年1月以降がコロナ禍ということで減っているかなと思うんですけども、これは確認の上で、今年1月以降、コロナ禍での状況について、2年目の実績も含めて、ちょっと乗車率の傾向というのをお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

続きまして、13番目、公共交通整備事業については、アンケート調査をこれからされるということで理解をいたしました。この13番目は結構です。

続きまして、14番目、防犯カメラの目的について理解をいたしました。今年度、警察等と連携されたのかというところは一つちょっとお聞かせいただければなと思います。

そして15番目、正雀南千里丘線外2路線の件ですけども、これも定期的に質問させていただいて、正雀地域の道路拡幅で利便性と安全性を向上させるための取り組みというところで理解をしております。しっかりと引き続き進めていただければと思います。15番目についても以上です。

そして16番目、未就学児移動経路対策事業について、こちらについては、令和2年度のほうでしっかりと淀川堤防沿いですか、ハンプとか、あるいはふるさと公園の歩道拡幅等にしっかりと使われるというところで理解をいたしました。この点は、要望とさせていただきます。

交通安全対策は、未就学児の移動経路も、そしてまた一般の市民の方々の要望も非常に多いものでございます。ぜひ地域の要望等もしっかりと踏まえて、ハンプ、あるいはカラー舗装化など交通安全対策をしっかりとしていただけるように要望いた

します。16番目は以上です。

続きまして、17番目、狹隘道路整備事業についてというところで、6件実施、そして59件の申請があったというところで、それなりに申請というのが多かったのかなと思います。まさに狹隘道路の整備というのは、交通環境整備には非常に重要になるものと理解をしておりますけども、今後の展開については、この成果を踏まえてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

続きまして、18番目、多世代同居・近居支援事業について、令和元年度の実績については理解をいたしました。9件というところですけども、しかしながら、令和2年度については問合せが87件来ていると。なかなかふえているのかなというところを思います。

ちょっとそこで確認の上なんですけども、この支援事業の中の傾向、同居・近居が多いのか、あるいは、その際に子どもが市外から転居されるのか、あるいは親が市外から転居されるのか、どういう傾向があるのかなと、ちょっと確認の上でお聞かせください。

続きまして、19番目、震災対策推進事業について、こちらの成果というのは、非常にあるのかなと思っております。狹隘道路の解消にもつながったり、まさに、先ほどの児童の通学路ですか、そういったところのブロック塀の倒壊の危険性が解消されたりとか、安全・安心のまちづくりにつながるものと、これについては理解をしております。この三つの補助金について、改めて実績を踏まえて、今後の方向性というのはどのように考えているのか、その1点をお聞かせください。

続きまして、20番目、公園維持管理事

業について、こちら、ちびっこ広場等の管理の現状については理解をいたしました。こちら、ちびっこ広場の清掃では、私のところにもやっぱり自治会から最近やはり高齢化の観点から、清掃がしづらいので、もう市のほうに返納しようかなとか、そういった相談がございます。その中で、ちびっこ広場、私以外もそういった相談等があるのか、そのちびっこ広場の自治会との関係について、どういう傾向があるのか、把握されている点をお聞かせいただければと思います。

続きまして、21番目の公園遊具補修事業について、現状については理解をいたしました。こちら、市民から勧めていただいたバケット型ブランコといたしまして、幼児と親子向けの遊具があるんですけども、こちら今年7月にお伝えさせていただきまして、7月に市場池公園に設置いただきました。ありがとうございます。私もちょっと使用状況を少し見させていただくと、非常に楽しそうに使われているなというところを確認しております。幼児と親子向けの公園など、そういったところ、今後そのような補修に当たって、より良い工夫を一層検討すべきと思うんですけども、その点どのようにお考えなのかとお聞かせいただければと思います。

続きまして、22番目、千里丘出張所耐震改修工事について、工事の内容については理解をいたしました。拠点としての環境を整えられたと評価をいたします。本市の北部拠点として、救急車1台をさらに配備されていると思うんですけども、その運用状況と効果というものはどのように把握されているのか、お聞かせいただければと思います。

続きまして、23番目の令和元年度の消

防団の現状については理解をいたしました。その中でも新入団員が6名というところですが、我々、自民党・市民の会も消防団の能力向上のために活動マニュアルの作成を要望いたしました。これをしっかりと作っていただきました。入団時に共有を図る必要があると思いますけれども、そういった活動マニュアル等を周知しているのか、どのように共有されているのか、その点お聞かせいただければと思います。

続きまして、24番目、災害応援等活動事業について、こちらG20大阪サミットに出動されて、事故なく無事に成功することに寄与されたというところで理解をいたしました。高く評価をいたします。

その点、お聞かせいただきたいのは、このような事業というのは、そもそもどのようなところから指示が来るのかということの、確認の上で教えていただきたいなど。そしてまた、今後、国家事業等の例えば、イメージとしては2025年の大阪・関西万博とかあるんですけど、こういった派遣というのは予想されているのか、現状の点で、ちょっと確認の上でお聞かせいただければと思います。

続きまして、25番目、防火対象物査察件数についてというところで、改善の効果に寄与されているところは理解をいたしました。この点は評価をいたします。25番目は以上です。引き続き、しっかりと安全・安心なまちづくりに査察件数をしっかりと査察というものを効果的にされるよう要望いたします。

最後に、26番目、救急活動事業について、こちらですが、令和元年度の救急状況については理解をいたしました。平成30年度よりも減少しているというと

ころも理解しました。

この救急活動事業については、特に今吹田市とやっている指令センターでの広域連携の主たる事業かなと思いますけども、改めて、指令センターでの救急などの広域連携との効果についてどのように考えているのか、どのようなものか教えていただければと思います。

以上です。

○野口博委員長 森川課長。

○森川財政課長 質問番号1番、決算を踏まえての今後の考え方についてでございますけれども、1回目にもご答弁いたしましたように、令和元年度につきましては、市税収入の増加でありますとか支出経費の削減もありましたことから、令和元年度の単年度だけを見ますと、比較的健全な財政運営ができていたのではないかと捉えております。

しかしながら、今後におきましては、新型コロナウイルス感染症に関する影響といたしまして、市税の大幅な減収、これは避けられないものと考えております。財政面におきましては、非常に厳しい状況が当面続くと考えております。基金を活用しながらの財政運営が必要となってくるものと考えておりますし、そのほかにも、歳入におきましては、市債の発行など積極的な財源の確保、歳出におきましては、さらなる業務効率化の徹底をより一層進めることが必要と考えております。

○野口博委員長 榎納参事。

○榎納総務部参事 それでは、質問番号2番、システム構築委託料におきまして、5年後のイメージ、あるべき姿等についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、目指すところといたしましては、やはり市民サービスの向上、そしてもう一

つは、職員の業務負担軽減でございます。今回、本市の基幹システムのクラウド化は、本市のシステムのみをクラウドにいたしました単独クラウドというものになります。国におきましては、複数の自治体において共同で利用する自治体クラウド化を進めております。本市におきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、相当のカスタマイズを行っております。まずは、これを取り除いて、標準化システムにするということが必要となってまいります。5年後におきましては、その標準化に向けまして、本年度本格導入させていただきましたRPA等を活用しつつ、進めてまいりたいと考えております。

また、国におきましては、先だって本会議でもご質問がございましたが、新政権の下、デジタル庁が新設されまして、市役所に足を運ばなくてもあらゆる手続きができる社会に向けての取り組みを進めております。2025年度までに標準システムの導入を目指しており、地方公共団体の情報システムの標準化に向けて、まず住民記録システムにつきまして、標準仕様書が取りまとめられたところでございます。本市におきましても、こういった国の動きを注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 中尾参事。

○中尾総務課参事 質問番号3番、統計に関します2回目のご質問にお答えをいたします。

基幹統計調査の結果につきましては、各数値を集計されまして、市町村別に実態としてまとめ公開され、各種行政施策の立案や計画などの基礎資料として広く利活用されております。

以上でございます。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾総務部市民税課長 それでは、質問番号4番、市民税課に係ります2回目の質問にお答えいたします。

特別徴収義務者宛封筒のサイズが大きいということで、A4サイズへの変更についての課題というお問い合わせございました。現状、特別徴収義務者の方にお送りする通知書と納付書につきましては、サイズが大きいということで、これを折らずに送付するために大きな封筒という形になってございます。これをA4サイズの封筒に入れるということになりますと、この通知書と納付書を二つ折りにした形で送付をしないといけないこととなりますので、封入封緘作業の日数と、また費用面が増加するという課題がございます。

また、それでは通知書のサイズ、納付書のサイズを変えるということにつきましては、システムの改修を行わなければならないということが出てまいりますので、そうなりますと、システム改修の費用がかかってくるということになってまいります。ただ現在、行政のデジタル化ということで、今後税に関しましても、標準化システムの導入ということが国から検討されている状況ですので、その状況を見極めながら、帳票のサイズ感でありますとか、もしくはサイズが変わらないといたしましても、お送りする封筒の縮小化ということで、特別徴収義務者の方へのご不便をかけないような方向で何かできないかということの検討は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 西別館跡地の件についてですけれども、西別館跡地につきまし

ては、最終的というか、この本庁舎の更新のときに、一体利用というようなことも考えております。ただ、この本庁舎につきましては、E S C O事業の関係等もございまして、E S C O事業の実施から15年はこの状態を維持していくということになりますので、すぐに大規模な改修をできる状態ではございません。その間、遊ばせておくよりも、何か利用、活用できないかということではいろいろと探っていて、どこかの事業所の誘致等々考えておいた次第ですけれども、なかなか応募に至らなかったというのが現状でございます。

先ほどおっしゃっておられました市民団体ですね、マルシェでありますとか、市民団体のフリーマーケットでありますとか、小規模なイベント等々一時利用的なものについても、今後そのものも考えていかなければならないなというふうには、こちら思っておりますので、その分につきましては、引き続き検討していきたいと思っております。ただ、今のコロナ禍ということで、あまり人が集まるイベントがどうなのかということもありますので、その辺も時期的なものを見ながら、有効な活用方法については、引き続き考えていきたいと思っております。

それと、FMの件ですけれども、この成果をどう生かしていくのかということでは、引き続き検討していきたいと思っております。ただ、今のコロナ禍ということで、あまり人が集まるイベントがどうなのかということもありますので、その辺も時期的なものを見ながら、有効な活用方法については、引き続き考えていきたいと思っております。

それから、今所管ごとに管理していた施

設に関する情報やデータを全て一元管理し、積み上げることによりまして、今後の施設の維持補修、また再編の検討、施設の再配置、あと経費の縮減、平準化等々、計画の推進に今までの成果を活用していきたいと考えております。また、資産活用課ということで、そのデータを基に、やはりいろんな方面というか、持っている資産を有効に活用できるようにしていきたいと思っております。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号8番でございます。防犯カメラの件です。防犯カメラが何か所かあるうち、危険性が低い、犯罪発生率が低いところから高いところに移設してはどうかというお問い合わせだと思っておりますけれども、いろいろ警察からの照会を見ていましたら、照会されるカメラというのは、ばらけておりまして、ここの防犯カメラが使われていない、情報提供がなされていないという防犯カメラは見当たらないかなと考えております。また一方、警察サイドのほうからは、何とか防犯カメラをもっと増設してほしい、もっとつけるべきだという意見書もちょうだいしております。

そのような中、これは予算が算絡むことですので、もっと防犯カメラをつけられれば、それが一番いい話なのかもしれませんけれども、なかなか財源が厳しいおり、警察とも相談させていただいて、効率的にどう配置すればいいかというところは、もう一度警察と協議進めてまいりたいと考えております。

続きまして、9番でございます。

訓練に関しまして、一昨年は災害対策本部のメンバー、市長、副市長、教育長、それから全部長級で集まりまして、災害対策

本部の運営シミュレーション訓練、これを開催いたしました。ただ、昨年度はこのような訓練は実施しておりません。昨年度、ちょうど秋から冬にかけては、地域防災計画の改訂作業、これを本部員の皆さんに進めていただいております、実際、部をまたがる話でありましたり、各班との調整ということで、こういう災害が発生した場合は、この班がこう動く、こういう仕事の分担になる、この辺りを去年の秋から冬にかけてちょうど災害対策本部の委員である三役と部長級の皆さんにいろいろ検討していただいた経緯がございます。

したがって、訓練には至っておりませんが、同じように庁内の災害対策対応力、これを向上させるような形で内部検討が進められたと考えております。

続きまして、質問番号11番でございます。

防災サポーター制度、去年1年間の動きはということなんですけれども、この防災サポーター制度、去年から始まりました制度で、市民の応募を募りまして、摂津市オリジナルの養成講座を受講いただいた後、防災サポーターとしてご登録いただくという制度でございます。

また、防災士の資格取得の補助金を受け取られた方にも、必ず防災サポーターには登録してくださいとお願いをしております。その結果、昨年度30名の方に防災サポーターとしてご登録をいただきました。主な活動といたしましては、去年の秋に行いました京都大学の丸山先生による風害対策講座に参加いただいたり、また秋から冬にかけて、各地域が行っておられます自主防災訓練、この辺りにも積極的に防災サポーターの方、参加いただいております。

また、サポーターの皆さんが独自にそれぞれみんな集まって、社会見学に行こうとか、勉強会をしようとか、そういう動きも見られてまいりました。こういう形で去年1年間サポーターの皆さん取り組んでいただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、公共施設巡回バスの1月以降の状況及び2年目の実績を含めた傾向について、ご答弁させていただきます。

まず、2台運行開始後の1年間は順調に利用者が増加しております、また新たに鳥飼野々2丁目団地直近にある第22集会所にバス停を設け、公共交通として市民の足を確保し、その役割は一定果たしているものと考えております。

しかし、今年になってコロナ禍の影響によりまして、利用者の状況が1月からやはり影響が出ておまして、2月では、前年比と同じ数字なんです、翌3月になりますと、前年比87%、それ以降も前年比66%だとか58%だとか、6割近くの利用者となり、減少しているような状況でございます。また、緊急事態宣言解除後は、元に戻りつつあるような状況となっております。

続きまして、防犯カメラの警察との連携についてのご質問でございますが、まず施設場内において、これまでにモノレールの南摂津自動車駐車場の敷地の中で、痴漢行為があったような事件がありまして、それに防犯カメラの映像を警察へ提供して協力捜査をさせていただいたり、また今度はフォルテ摂津自動車駐車場では、当該施設が一部壊された件がありまして、それが防犯カメラにしっかり映っていて、それは私

どもの施設になりますので、警察のほうへは被害届と防犯カメラの映像を提供し、捜査のほうに当たっていただいているような状況です。

また、駐車場内ではございませんが、近隣で犯罪が起きた場合は、警察からのデータ資料請求があります。その際には、速やかにデータを提供しているような状況で、一例として、2年前の年末に起きた大正川にかかる防領橋付近でのひき逃げ事件がありまして、その際には、モノレール摂津駅の自転車駐車場の映像を提供し、早期発見につながったという例もございます。このようなことから、安全・安心できる施設に向けて取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、松本委員の17番目のご質問であります狭隘道路の今後の展開についてお答えいたします。

委員がご指摘のとおり、狭隘道路は、円滑な通行に支障を来し、防災リスクを高め、一定規模の開発行為が制限されることにより、無秩序な市街地が形成される要因となっております。狭隘道路整備事業では、1回目でも答弁いたしましたように、後退整備費用の助成をすることで、狭隘な道路の解消に努めているところでございます。これまでに助成対象外の建築開発行為も含めた狭隘道路の協議件数は、この5年間で2倍以上とふえており、需要の高まりとともに、市民への事業の定着も進んできたものと考えておりますが、現行制度では、発生主義的で部分的な対応となり、抜本的な解決には非常に長い年月を要することになります。そのため、この機運を逃さず、狭隘道路の解消につなげるため、限られた

財源を効果的に活用し、より実効性のある支援制度を整備する必要があり、現在新たな制度の検討を行っているところでございます。

これまでに狭隘道路の実態や旧耐震基準の建物が多き地区などで需要が見込まれる地域を把握しております。また、狭隘道路の整備促進に関する国の補助事業の調査も行っております。これらを踏まえまして、今後、市内で計画されている道路整備などの事業の波及効果が期待されるエリアを選定し、そのエリアの開発行為に対しての効果的な支援制度の検討を進めているところでございます。

令和3年度からは、新たな制度において、助成対象や内容を拡充し、重点的に支援することで、安全・安心で良好な住環境の形成を進めてまいります。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、18番目の多世代同居・近居支援補助の2回目のご質問にお答えいたします。

申請される方の傾向ということでのお問い合わせでございます。まだ、令和元年度7月からのスタートでございますので、交付実績が現状では少ないため、傾向とまでは言えないかもしれませんが、この2年の現状を踏まえまして、新築住宅への入居や住宅の購入を契機として申請される方、並びに同居が目的での住宅購入、それと既存住宅のリフォームを契機に申請される方が見られる状況でございます。

同居の件数でございますが、現在では10件というところで、同居でない市内での近居を選ばれている方が25件という状況でございます。

転入の世帯の割合ですけれども、子ども世帯の市外からの転入が25件という状

況でございます。親世帯のほうは7件という状況でございます。

地域別でいきますと、安威川以北、安威川以南ということで、18件と17件でありあまり変わりはないという状況でございます。

引き続きまして、19番目の耐震化の施策に係ります今後の方向性というお問い合わせについてお答えいたします。

まず、耐震化の促進に当たりましては、先ほど来申し上げております旧の耐震基準にお住まいの方にまず気づいていただくということが大事なところでございます。気づいていただいて、次の行動につなげていただくということが非常に大事でございますので、そこへの必要性の啓発ということが、従前から取り組みは進めはさせてはいただいておりますが、啓発チラシの送付は固定資産税課の協力も得まして、課税の納付通知に空き家のチラシと併せて、耐震化の啓発のチラシも入れさ、送付いただいております。

令和元年度につきましては、NPO、大阪府とも連携して、市民フォーラムということで、市役所でこの耐震化の必要性についてお知らせするとともに、補助制度の内容、それから民間の建築関係の方、専門家の方によります実際の具体例ですね。こうやれば上手くいきますよというような取り組みの内容もお知らせをするような機会を設けて、周知啓発に取り組んでおります。

あわせて、市役所であったりだとか、令和元年度につきましては、万博記念公園でのロハスフェスタ、こちらのほうで、大阪府ほか、北摂近隣市と連携いたしまして、耐震啓発のパネル展示も開催したところでございます。

令和2年度につきましては、啓発チラシの送付は昨年度と同様にさせていただきますが、市民がお集まりになるという機会がなかなか難しい状況もございますので、8月には、事前予約制によります個別相談会というものを開催いたし、個別具体的なご相談に乗るような形で機会を作らせていただいております。

また併せまして、先ほど道路管理課の井上課長からもありましたように、旧の耐震基準で建てられている昭和56年以前に建てられている、そういうところは、もう築40年近くの経過年数になってきておりますので、やはりそのままお住まいになられている方は、ご高齢の方も非常に多い状況もございます。それと、やはり建て替えをぼちぼちお考えになっておられるところもあるというところがございますので、今後は、狭隘道路の整備の事業と連携しながら、この事業を進めていけたらなと考えております。あわせて、危険なブロック塀の解消というところもございますので、大きな耐震化施策の取り組みの一環として、大阪府など関係機関とともに、この辺りの周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、20番目のちびっこ広場に関するご質問の2回目にお答えいたします。

ちびっこ広場は、地域に密着した広場でありますことから、自治会や子ども会など地域団体による維持管理が不可欠であります。課題もございます。自治会の解散や自治会離れ、自治会への加入率低下による担い手不足、委員よりお示しのありました高齢化問題、こういった問題の話を受け

ております。

平成30年度ではございますが、この団体が64団体ございました。実際に、それから高齢化により担い手もいないと、この広場の清掃作業が難しくなったので市のほうにお返ししますと、こういう団体が2団体ありまして、令和元年度には62団体になっております。それによりまして、広場のほうの団体による管理していただいている数も、平成30年度は89でありましたが、二つの広場が減ったことにより、令和元年度には87か所になっております。

高齢化の問題につきましては、各自治会より相談も受けているのは事実ございまして、そのような相談を受けた際には、すぐに返上していただくのではなく、やり方の工夫だとか、そういったことについてご相談させていただいております。

例えば清掃回数について、これは各団体で決めていただいておりますので、夏場は控えていただくとか、あと回数を減らしていただくなどで工夫はできないか、あとは広場の清掃箇所をもう少し縮小して、あまり負担のかからないような工夫はできないかというようなことで、実際にそのような変更をしていただいて、引き続き清掃活動をしていただいている団体も多数ございます。これからもそういったご相談を受けた際には、我々のほうも幾らか知恵を絞りながら、こういった清掃の維持活動を進めていただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、21番、幼児向けの遊具についてのお話でございます。遊具につきましては、子どもたちが安全に楽しく利用することができ、保護者の方も安心して子どもたちを遊ばせることができる遊具の

設置を望む声が多くあることは承知しており、遊具の設置時には、未就学児の子どもたちを対象とした遊具を優先的に選定はしております。

今年度におきましても、現在、公園は選定中ではありますが、委員よりお示しのあるりました市場池公園に設置した、未就学児用のバケット型ブランコとありますが、そういったブランコを安威川以南の公園でも設置するよう検討しております。これにつきましては、先ほどの点検によって遊具交換のタイミングがありますので、そのときに合わせてブランコを変更したいと考えております。

このように、今後も遊具を取り替えるタイミング、ここに合わせて子どもたちが遊びたくなる、より安全に利用していただけるような遊具の設置を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 大坪参事。

○大坪警防第1課参事 それでは、質問番号22番の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

本市の救急体制の強化及び近年増加する救急需要に的確に対応するために、令和元年11月から、千里丘出張所に救急車を配備、運用しております。それ以前の千里丘出張所管内の救急事案ですけれども、本署から千里丘出張所管内に救急出動しておりまして、産業道路踏切での交通遮断やJR千里丘ガード付近での慢性的な交通渋滞等のより、現場到着に時間を要しておりました。

そのため、千里丘出張所に救急車を配備したことにより、119番受信後、直近出動選別され、千里丘出張所管内の救急出動は、覚知から現場到着時間が約3分、また

1件当たりの出動救急時間が約6分と大幅に時間短縮できました。このことは、一定の配備の効果、実績が得られたものと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 松田参事。

○松田消防本部参事 質問番号23番、2回目の質問、消防団活動マニュアルの周知についてお答えいたします。

近年発生しております地震、豪雨、台風など、大規模自然災害への対応及び活動について課題が見え、平成31年4月1日付で各種災害における活動マニュアルを策定いたしました。同年4月7日の分団長以上の幹部会議にて、全団員分のマニュアルを配布しました。また、6月に開催されました消防本部・団幹部合同研修会におきましても、活動マニュアルの内容について、分団長以上の幹部の方に説明を行い、また、ホームページにも掲載し、周知を行ってきたところでございます。

委員がご指摘のとおり、新入団員の皆さんへの教養や活動マニュアルの周知も重要であると考えております。本来であれば、4月に行われます消防団辞令交付式の後に、新入団員を対象とした教養の時間におきまして活動マニュアルの説明を行い、周知する予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして延期となってしまいました。

新入団員への周知につきましては、12月に開催されます分団長以上の幹部会議と同時進行で、新入団員さんにもお集まりいただき、教養の時間を設け、そこで活動マニュアルについて説明を行い、周知したいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 木下課長。

○木下警備課長 それでは、質問番号24番、災害応援等活動事業における、松本委員からの2回目の質問にお答えいたします。

G20大阪サミット消防特別警戒への派遣指示というお問い合わせでしたが、サミット開催中の災害等発生時の対応を万全とするため、総務省消防庁及び大阪府関係消防本部等で構成する、消防救急対策委員会が立ち上がりまして、そちらから派遣指示を受けたものでございます。

2025年大阪万博への応援派遣というお問い合わせでしたが、現在のところ、派遣要請はございません。今後の動きに注視してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 質問番号26番、指令共同運用における吹田市との救急の連携体制についてお答えいたします。

吹田市・摂津市消防指令センターにおいて、両市の災害発生状況や消防車両等の出動状況を一元的に把握しておりますので、本市において救急事案が多発したときは、相互応援体制に基づき、通報の受信と同時に救急車を吹田市から市外応援救急として出動していただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後2時56分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○野口博委員長 再開します。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、引き続きまして3回目の質問、そして、ほぼほぼ要望等をさせていただきます。

まず1回目、コロナ禍を踏まえた今後の財政の組み立て方等について、改めて副市

長にご答弁をいただきたいなと思います。

2点目、システム構築委託料について、国のデータ庁との連携というところもおっしゃいました。5年後のビジョンとか、考え方の方向性についても理解いたしました。よく分かりました。ぜひしっかりと先ほどのデータ庁との連携等も踏まえて、大きく変わる可能性もございますので、しっかりと国との状況を見据えて構築していただくよう要望いたします。

そして、3番目、基幹統計調査結果の活用についてというところで、基礎資料としていろいろ使っていただくというところ、理解いたしました。こういったところを、非常に地道な作業でありますけれども、重要なデータ等がございますので、引き続きしっかりと続けていただくよう要望いたします。

続きまして、4番目、納税通知書等の件につきまして、課題については理解いたしました。今後、システム改修等も含め、A4サイズの封筒作成に向けて取り組みをお願いできればと思います。この点も以上でございます。

次、6番目、庁舎西別館解体と跡地の利用というところで、市民団体とのイベント、マルシェ等の一時的な場所提供なども考えていくという回答でございました。ぜひ確定しない状況であれば、いろんな形で有効活用を、市民の方にもイベントでも使えるように、そこは柔軟に対応していただければと思います。これについては、要望とさせていただきます。

続きまして、FM推進事業について、組織強化され、しっかりとFMの成果について普及をしていく取り組みのお考えについては理解いたしました。これから施設の老朽化がふえてまいります。そしてまた、

様々なまちづくり等が行われる中、FMデータの基礎資料、あるいは基本的な考え方というのが非常に重要になってくるかなと思っておりますので、そこをやはり資産活用課としてもしっかりと各課等に提言、そして実行していただくように要望とさせていただきます。7番目についても以上です。

続きまして、防犯カメラのところで、警察からも設置の要望が多々あるところ、理解いたしました。この件については、私どもも警察とお話しする機会がある際には、やはり防犯カメラの増設要望というのも聞いております。あるいは、市民の方から、警察の方が来て、そういった事故検証などを調べられるんだという話も実際にお聞きしております。これについては、民間の防犯カメラ、あるいは、まさに先ほどの公園、駐車場、そしてこういったところの防犯カメラなど、多数の防犯カメラはありますので、やはりそこは一定場所等も効果的に、それぞれ今後検討される際には、それらも含めて総合的に計画を検討していただければと思います。こちらについても総合的に取り組まれるよう、各種カメラについての活用等を要望させていただきます。8番については以上です。

続きまして、9番目、平成元年度災害対策本部のシミュレーション訓練をしなかったというところは、地域防災計画の改訂に全力を尽くしていたというところで理解いたしました。結果として地域防災計画の改訂につながったということで、その点は評価いたします。

しかしながら、令和2年度につきましては、ぜひ実施していただきたいなど。大阪北部地震の反省を生かすためには、災害対策本部のシミュレーション訓練というの

は必要でございます。また、これはBCPの作成と連動しているものと考えております。組織強化されたことも踏まえ、次の業務要領についてはしっかりと検討していただきたいなど。

具体的には、水害だけでなく、まさに南海トラフ地震など、各種災害というのは全て可能性があるもので、業務の優先順位、継続性、そして並行性というものをしっかりと検討して、進めていかなければならないと考えております。その点、これは理事にお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、11番目の防災サポーターの状況については理解いたしました。令和2年度は、コロナ禍でなかなか厳しいというところも聞いております。ぜひ防災士取得費用助成金等も活用して、そして防災サポーターをふやす取り組みをしっかりとやっていただきたいと思っております。

やはり防災サポーターというのは、講座は無料ですけれども、職員の費用とか資料代などもしっかりと税金がかかっているものであります。税金がかかっている以上、やはり計画的に構築すべきものでございます。各地域全てに防災サポーターを育成して、そしてそれを避難所運営訓練、あるいは自主防災組織の活性化等々、それはやはり公だからこそできるものでございますので、しっかりと計画的にさせていただければと思っております。これについては要望とさせていただきます。

続きまして、12番目、公共施設巡回バス運行事業の2年目の実践についても、コロナ禍の状況というところも一定理解いたしました。

そこで、改めて公共交通の再編についてどのように考えているのかお聞きしたい

と思っております。

そして14番目、防犯カメラのところにつきましても、実績ありというところを理解いたしました。これについても、先ほどの防災危機管理課に要望したように、警察としっかりと連携していただきたく、そしてまた、安全・安心なまちづくりにしっかりと活用してもらいたいというところで要望とさせていただきます。14番目は以上です。

17番目の狹隘道路整備事業について、今後の展開については理解いたしました。狹隘道路の整備が必要であるというところと事業について一定成果があるというところを踏まえて、しっかりとエリア選定など整備促進を図り、狹隘道路の拡幅、そして安全・安心のまちづくり、より良い利便性の向上、そして、まちの価値の向上というところしっかりと計画的に取り組んでいただければと思っております。これについては要望とさせていただきます。

続きまして、多世代同居・近居支援事業について、こちらは、市外からお子さんが転居されるケースが25件等々、そしてまた親御さんも来ていると、一定の効果というのはあるのかなと思っております。もちろんこれは、アンケートを取って、この制度で一つきっかけになったのかなというのも分かれば、さらにいいのかなとは思いました。問合せもふえているというところで、ぜひしっかりと周知方法も強化していただいて、活用しているのは、やはり鳥飼地域の人口が減少していることに対して、お子さん、あるいはその親御さんを呼び寄せるとか、そういった取り組みにもつながるのかなと思っております。こちらについては、引き続き周知方法をしっかりといただき、継続していただくように要望とさせて

いただきます。

19番目につきまして、啓発活動、市民フォーラムやロハスフェスタと、大阪府とも連携されてケアされたというところで理解いたしました。これ自体も、私もぜひ継続していただければなと思っております。

やはりブロック塀のところは、私の地域でも、つい最近それを撤去して、道路拡幅につながるとともに、児童の通学路の安全強化につながったというところも目にしております。これが一つそういったところのきっかけになるものと考えております。

しかしながら、先ほどの狹隘道路の解消と同じように、事業の連携といたしますか、そういったところもぜひ考えて実行していただければなと思います。これについても、要望とさせていただきます。

続きまして20番目、公園維持管理事業について、ちびっこ広場清掃での自治会からの相談が多々あるというところも理解いたしました。やはりこれについてはなかなか解決策というのが難しいところかなと、根本的な解決策というのは、自治会の活性化というところにつながっていくかなと思いますので、この点の要望については、そのような相談があった場合には、引き続き丁寧な対応と負担軽減策とか、そういったところをしっかりと提案していただければと思います。これについては、要望とさせていただきます。以上です。

続きまして21番目、こちらについても、ぜひ用地と親子向け、特に明和池公園でも非常に親とお子さんが遊んでいる風景を目にします。吹田市民の方からも、明和池公園のちょっと大きな幅広の滑り台が楽しいという話も聞いております。逆に言ったら、公園目当てに人も集まってくるとい

うところは、一つ良い事例だなと思っております。そういった中でも、ほかの公園についてもいろいろと工夫はできるのかなと思っておりますので、ぜひその点、そういった工夫というものも一つ考えていただき、補修事業につなげていただければと思います。これについても、要望とさせていただきます。

続きまして22番目、千里丘出張所耐震改修工事の件。救急車1台を配備されて、一定の成果があるというところを理解いたしました。引き続き本市の北部拠点として、千里丘出張所をしっかりと運用され、安全・安心のまちづくりにつなげていただければと思います。これについては、以上です。

続きまして23番目、消防団活動事業について、活動マニュアル等の周知について計画されているというところも理解いたしました。消防団というのは、まさに消防力の重要な担い手でございます。そして、その能力強化というところは、やはり消防本部にとっても非常に有意義なものであると考えておりますので、ぜひ消防団の能力向上についても取り組まれるように、これについては、要望とさせていただきます。以上です。

続きまして24番目、災害応援等活動事業について、総務省、消防庁等から指示が来て、実施していくというところを理解いたしました。2025年がまだ先ということで、イベントでの派遣はないということですが、このように国のイベントで派遣される事例があるということは理解いたしました。ぜひそういったところでしっかりと活躍していただくように、その能力を高めていただくよう要望といたします。

最後の救急活動事業について、指令センターの広域連携の効果ということで、吹田市からも応援していただいているというところを理解いたしました。

火災でもそうですけれども、やはり他市から、鳥飼地域であれば高槻市から、あるいは、正雀地域では吹田市からも消防車が応援に駆けつけていただいております。まさに広域化の良い事例かなと考えております。これについては要望といたしますけれども、5市の共同運用構想が計画されております。ぜひその広域化を進めていただければと思います。

そして、その指令業務というところですが、あわせて今後、資機材の共同連携、運用という構想もぜひ進めていただければと思います。やはりそれぞれの地域、特色に応じた消防力を充実させ、それを広域的に連携するということは、非常に本市にとってはメリットが大きいのかなと思っています。

例えば、水害対応に特に本市は関係するので、そこに力を入れる、以前、南野委員がおっしゃってましたけれども、ドローンといったところで淀川河川敷での遭難者等の捜索には活用できると、しかしながら、そういったものも、例えば箕面市等の遭難者でも捜索に活用できますけれども、それぞれのところで必要な能力を高めて、それをしっかりと各地域の必要に応じて連携する、広域化のメリットというのは非常に可能性があるのかなと思っています。その中で、本市にとって最も必要な消防力を充実させていくというところは、今後必要になってくる考え方だと思いますので、ぜひその点、消防本部としても今後、そういった考えを持っていただき、こういった指令業務プラスのところをぜひ検討、考えて

いただければと思います。この点については要望といたします。

以上です。

○野口博委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、今後の財政運営につきまして、少しお時間を頂きましてご答弁申し上げたいと思います。

先ほど財政課長のほうから、令和元年度の決算について1億9,783万円の実質収支の黒字、それから経常収支比率が、平成30年度は100.7あったものが令和元年度では99.1ということで、1.6ポイント改善されました。このように単年度は非常にいいんですけれども、長期的に見た場合にどうなのかということや、やはり財政運営をするときにはそういう視点が必要になってこようかというように思っております。

大きな問題といたしましては、少子高齢化がまず一つ挙げられます。それから公共施設の老朽化、これも挙げられると思っております。

少子高齢化なんですけれども、少し長くなりますが、既に二、三年前ぐらいから人口減少時代に突入しております。少子高齢化がなぜ問題なのかということの原点に戻りますと、それはやはり生産年齢人口の減少があるということがございます。それから、高齢化率の上昇がございます。従属人口指数というのがありまして、分母が15歳から64歳の人口、分子は15歳未満、それから65歳の人口ということで、いわゆる生産年齢人口がどれだけ養っているかという指数でございます。これが2015年は64.5%と計算されておりますが、2065年には94.5%ということで、今までは二人を三人が扶養していたのが、今後は一人が一人を扶養すると、そういう

ような厳しい時代に入ってまいります。

労働人口の減少は、やはり国の生産力を減少させます。今までデフレ時代が長く続いておりましたが、大体日本のGDPは500兆円強でございます。これは、やはり低迷していきます。500兆円を割っていくであろうと思っております。つまり、国全体が耐乏生活に入るとということが一つ、言われております。

もちろん総人口が減少しますと、国内市場が縮小することになり、それから企業の投資意欲も減退されてまいります。そういうような意味から、経済成長が抑制されてまいります。つまりは、税金が入ってこないということになってまいります。

それから、このまま放置しますと、急激にこういう人口問題についてはかじを切ることはできないだろうと思っております。そういうことでは、今は何の不都合もないみたいですが、何十年後かには、気がついたときには非常に困難な状況に陥っていくということが懸念されます。

国のほうでは、合計特殊出生率を非常に標榜されているんですが、2030年には1.8、2040年には2.07という合計特殊出生率を表示されておりますが、この達成はまずまず無理であろうと思っております。

それから、公共施設の老朽化問題でございます。

今までは公共施設は、人口の増加に伴って、施設ニーズの拡大を背景に次々と建設が進められてまいりました。新規のニーズに対応する新築、あるいは既存施設の建替えなど、公共施設のストックは数十年来ずっと増加を続けてまいりました。現在では、既存建物の単純な建替えということは膨大な財政負担となってまいります。建て替

える代わりに新たな建物、老朽化対策の立案が公共経営の大きな課題と言われております。

それと、経営の資源の有効活用というのがございます。やはり、むら、無理、無駄というのはなくすということが前提でございます。要らないものは持たない、それから、同時に持つべき経営資源は長期にわたって最大限活用する、こういうことが求められております。従前には、往々にして単一機能、あるいは単一施設が当然視されておりましたけれども、これからは多機能型施設、あるいは複合化施設がやはり主流になってこようかと思っております。

本市では、建築から多年を経過した施設が多いという状況でございます。今までは省エネビルについてはごく少数でもありますし、環境負荷軽減からも省エネルギー改修、それからユニバーサルデザイン対応、行政サービスの質の維持・向上、こういう両立を合わせる必要がございます。

いずれにいたしましても、今後は、国からは地方財政対策がどのように実施されるか、まだ未定ではございますけれども、やはり長期的視点に立った財政運営、それから、先ほど言いました、むら、無理、無駄をなくすような財政運営、これがさらに厳しく求められると思っております。

いずれにいたしましても、健全財政維持というのが我々の命題でございますので、しっかり取り組みたいと思っております。
○野口博委員長 続きまして、辰巳理事。
○辰巳総務部理事 まず、訓練とか演習につきましては、我々もやはり各団体と連携していくということも重要でありますし、実際上の通常災害時の連携体制もしっかりやっていかないとはいけませんので、その辺は地道にしっかりと企画、精査しながら

連携を図っていく訓練をしていきたいと思っております。

先ほど委員よりご指摘いただきましたBCP作成等の、水害だけではなく、災害各種における業務の優先順位の考え方というものにつきましては、これからになりますけれども、今おっしゃっていただいた業務継続計画、いわゆるBCPというものをやはり策定していかないかと思っております。

実際、災害時に災害対策本部の班体制で行う、応急対策業務といたします任務につきましては、地域防災計画に記載されておりますけれども、これ自身もやはり各班の任務というものは記載されているんですけれども、どれぐらい人員がかかるのかとか、実施する時間、期間がどれぐらいかかるのかとか、そういったこともこれからもう一度しっかり見直していきませんかBCPといっても通常業務にいつから入っていきけるのかというような問題もございますので、そこはやはり班体制に切り替える場合につきましては、まず応急対策業務を優先しながら、その中でいつの時点から通常業務に入っていきけるのか、そういったことも考えながらBCPというものを策定していきたい、検討していきたいと考えております。

ただ、言いましても、やはり大阪北部地震の経験もありますので、大規模災害、地震が発生したときには、やはり職員が被災するということも頭に入れた上でBCPというものを作っていかないけませんので、そこは地域防災計画の各班の任務に無理はないのかどうかということも含めまして、もう一度見直しながら適正な業務継続計画を策定していきたいと考えております。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、松本委員の3回目の、公共交通の再編についての考えについて答弁させていただきます。

市民の利便性向上に向けた地域公共交通の運用は、高齢者をはじめ、誰もが利用できる交通手段として確保・維持していくことが、本市として重要な役割であると認識しております。

国のほうでは、平成25年に交通政策基本法が施行され、交通に関する施策について基本理念及び交通に関する施策の基本となる事項を定めまして、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることによりまして、交通に関する施策を総合的、かつ計画的に推進し、市民生活の安定向上及び経済の健全な発展を図ることとされました。

また、翌年には、地域公共交通活性化再生法が施行され、その総合的、かつ計画的推進のため、地方公共団体による地域公共交通の形成計画の作成と協議会の設置が規定されており、本年6月の改正により、同計画の作成が努力義務へと変更されたところであります。

ところが、現在、本市では、近鉄バスが運行する市内循環バスや公共施設巡回バス、平成30年10月から2台運行と、それぞれバスへの支援を行いまして、高齢者を含めた市民の交通手段の利便性向上に努めているところであります。

今後、地域の公共交通の改善・維持に向けた取り組みについては、こうした法律に基づきまして現在の支援が妥当か、先ほどご答弁させていただきました公共施設巡回バス、乗車率約25%、それらの支援がまた妥当かどうか検証を行った上、市域全体の公共交通の在り方について見極めていく必要があると考えているところで

ございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、4回目の質問と要望をさせていただきます。

まず1回目、財政につきましての副市長のお考えについては、健全財政をしっかりと維持していくんだと、今後の人口減少社会を見据えてとのお言葉でございました。

まさに労働人口の低下というところが今どのような形につながっているかというところ、やはり高齢者、そして女性社会進出で労働力を補うというところが今の国の方向でございます。そういった意味では、女性の社会進出というのは、やはり時代のニーズといたしますか、国のニーズでございます。そういったところをしっかりと支えていただきたいなというところを、これは要望とさせていただきます。

人口減少、そして少子高齢化社会の中で今、全国各地でありますのは、まさに都市間競争というところがございます。我々は摂津市であって、摂津市の繁栄をしっかりと発展させていかなければならない、そのためにシティプロモーション戦略も策定して、都市間競争に打ち勝つための土台を今、しっかりと築いているところがございます。

その中で、令和元年度の歳入を見ているところ、やはり市民税、個人、法人ともふえている中で、私は一つ、ここが本市の財政を支えるキーになっているのかなと考えております。まさに我々自民党・市民の会が進めるまちづくり、具体的にはJR千里丘駅西口の再開発、あるいは健都のまちづくりといったところを通じて人口をふやし、そして、それが市税へと反映して市域全体のほうに発展させるというところ

を考えております。その点を副市長にもう一度お聞きしたいなと思います。まちづくりと市税の反映、まちづくりの発展と財政の関係、その点をどのようにお考えになっているのかお聞きしたいなと思います。

続きまして、防災演習事業について、辰巳理事のお考えについては理解いたしました。本市議会でも、昨年BCPを作りました。ぜひその点、大阪北部地震の反省を踏まえて、そこはしっかりとやっていただきたいと同時に、やはり毎年しっかりと訓練することが必要だと考えております。人事異動ということで、その都度、毎年人が変わる中でそのノウハウを維持・継続するには、そういった訓練が必要になってまいります。そして、その訓練の成果をまたBCPなり、地域防災計画に反映することが必要になってまいります。こちらも最後、要望とさせていただきます。BCPの作成をしっかりと、また訓練もやってほしいということを行いましたけれども、あわせてSOS避難メソッドということで、広域避難の構想もしっかりと描いてもらいたいなと思います。

これはまさにイメージの世界になってきます。例えば、実際に淀川の氾濫が起きた際に鳥飼地域一帯が浸水したと、その場合は、自衛隊、警察、消防による救出作戦が展開されるという中で、では、一体何割の方々を事前に避難させ、何割の方々を緊急避難所に避難させるか、そしてまたプッシュ型支援についてどうするか、あわせて市の災害対応、BCPに基づく対応をどうしていくかというところは、非常に際限がないところではございますけれども、そういったところは構成をしっかりと描きながら、一つ一つ落とし込んでいただければなと思います。そこはもう理事の活躍の発揮

の場かなと考えておりますので、全ての災害に対してしっかりと並行的に、そして継続性をもって計画的に検討されるように要望いたします。

防災危機管理組織の改革についてはずっと提言しておりますけれども、これ以上、人はふやせないと思います。分かりませんが、なかなかこれ以上は改革については申しませんので、政策推進課のほうに提言していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後、水害のところ、市民の方から言われたのが、近鉄バスの車両基地が東別府のほうにございますが、そこでの広域避難での連携というところもしっかりとやっていただければなど、浸水する前に避難する、あわせてそのときに避難民も一緒に連れていくといったところもあるのかなと提言がありましたので、そういったところのご配慮を提言させていただきます。

最後、公共交通の再編の考え方については、一定理解いたしました。ぜひこれについては、いま一度しっかりと検討していただき、鳥飼地域のグランドデザインのほうとも連携して、より良い公共交通の実現のために検討、計画していただければと思いますので、これについては要望とさせていただきます。

以上です。

○野口博委員長 最後に、奥村副市長。

○奥村副市長 ただいまの質問で、まちづくりと市税ということで、私のほうから答弁申し上げます。ちょっと詳しい資料等を持ち合わせておりませんので、具体の数字の部分については答弁いたしかねます。

本市の市税の状況なんですけれども、府下ではトップクラスになっております。これは、やはり固定資産税とか、それから都

市計画税が大きく寄与していると思っております。市民一人当たりの分が、ちょっとろ覚えなんですけれども、21万円か22万円ぐらいあったと思います。これは、先ほど言いましたように、府下トップクラスです。

ただ、市税が幾らトップであったとしても、いわゆる国の地方財政対策というのは、財政の補填をする調整機能として地方交付税がございます。その分で税が多ければ地方交付税は少ない、税が少なければ地方交付税が多いということで、いわゆるトレードオフの関係になっております。

それと、地方交付税と市税の分を合わせた中でも、確か府下で2番目ぐらいだっただと思っております。かといっても、2番目と言いましても、市税の状況と市税と普通交付税を足した状況では、ちょっとおのずと各市との差は近接してまいります。

これはよく言われるんですけれども、いわゆる財政力指数が高いと裕福みたいな感じでとらわれがちですけれども、決してそういうことではありません。要は市税のウエートが高いというだけの話で、実際には歳出の構造を見たときに、それぞれ市民一人当たりの歳出一般財源額を見ますと、府下のところでもやはりトップクラスです。それだけ税があったとしても、あるいは地方交付税が少なかったとしても、持っている一般財源を、要は市民にサービスとして支出しているということになるかと思えます。それが、先ほど言いました経常収支率にしっかりと表れてまいります。99.1%という経常収支比率でございますので、持てる財源を全てほぼ100%市民に還元しているということになるかと思っております。

今後、いわゆるコロナ禍の関係で、ここ

数年は市税が減少してまいります。そうしたら、先ほど言いました、市税が減少した分を地方交付税で補えるかといいますと、やはり国のほうにも財源がございます。そういう分では、財源をいかに市町村に分けるかということになるんですけれども、大きくは、市税が減少した分は市には戻ってこないと思っております。

ただ、実際どうするかというのは、また財政課との相談でございますけれども、要はコロナ禍で市税が減収したときには、減収補填債の発行も意識をして財源確保しながら、それぞれ市民サービスに向けていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほどございましたように、シティプロモーションによりいかに都市間競争で魅力ある市になるか、先ほどの健全財政と併せまして、まちづくりというものを我々は、当然命題として持ち合わせております。

以上です。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 市税と国の地方交付税等々の関係について語っていただきました。

特に国との、財政との関係というのは非常に密接かなというところは理解しております。例えるなら、本市は330万円の収入のある家庭であって、例えば吹田市は2,000万円の収入のある家庭というような中で、そこで収入の借金率の違いというところ、実際に使われる金額での大きな差が出るというところは、そういったところで理解しております。

その中で、確かに地方交付税との関係もでございますけれども、市税収入を上げる取り組みというのは、シティプロモーションなり、まちづくりにつながっていくのかな

と思っております。

それは、繰り返しますけれども、まさにJR千里丘駅西口の再開発、あるいは健都のまちづくりなど、本市の北部のまちづくりの発展というのは、やはり市税に大きく貢献すると私は考えております。結果として、市税の向上については、これから鳥飼グランドデザインというところで、分かりませんけれども、大きな財政的負担にもなるかと思えます。それを支えていくということも、北部の開発が一つキーになるかなと思っておりますので、そういったところをぜひしっかりとまちづくりの発展と投資を踏まえて、そしてその後の鳥飼地域のまちづくりなども踏まえた市政運営、そして財政運営というものをしていただければと思います。

そして、コロナ禍のところでおっしゃいましたように、必ずしもずっと影響が続くわけではありません。

しかしながら、この時点で会社等がなくなってしまうと、また会社を立ち上げるとするのは非常に難しいという中で、今のこの困難な時期をどう乗り越えていくかというところは、一つキーとなってまいります。まさに先ほど言われたように、減収補填債といったところも、このときだからこそ財政調整基金も活用して、今を乗り越え、それが次につながっていくと思いますので、その点をぜひ次年度予算等にもしっかりと取り組まれるように要望いたします。

以上です。

○野口博委員長 松本委員の質問が終わりました。

本日は、これで散会させていただきます。

(午後4時11分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 野口 博

総務建設常任委員 南野 直司